

# 火力電源入札募集要綱案について

---

平成26年7月15日

東京電力株式会社

# はじめに

- 当社は、新・総合特別事業計画（H25.12.27）に基づく火力電源の新設計画において、資源エネルギー庁策定の「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（以下「入札GL」）に基づく入札募集を行うことといたしました。
- その実施にあたり、入札GLに則り、当社が作成した「平成26年度卸供給入札募集要綱案」（以下「要綱案(見直し前)」）に対する意見募集（RFC）を行うとともに、いただいたご意見をできるだけ反映した要綱案（以下「要綱案(見直し後)」）を策定いたしました。
- 火力電源入札WGにおいて、要綱案（見直し後）と入札GLとの適合についてご確認をお願いいたします。

## ○これまでの経緯

平成26年 4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度供給計画の変更届出</li> <li>・ 入札募集実施の公表（プレス発表）</li> <li>・ 当社ホームページに、火力電源入札専用サイトを開設 (<a href="http://www.tepco.co.jp/kaikaku/ipp/index-j.html">http://www.tepco.co.jp/kaikaku/ipp/index-j.html</a>)</li> </ul>
4月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱案（見直し前）の公表</li> <li>・ 要綱案（見直し前）に関する事前説明会開催（参加者数：78社 157名）</li> </ul>
4月21日～ 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱案(見直し前)に対する意見募集（RFC） －合計167件のご意見等</li> </ul>

# 1. 募集要綱案（見直し前）の概要

# 1-1. 募集要綱案（見直し前）の概要（1/11）

■ 当社が本年4月の入札事前説明会において公表した『平成26年度電力卸供給入札募集要綱案』（以下、募集要綱案（見直し前））の概要は以下のとおりです。

※ 以下の表中下線部は平成24年度入札からの変更点。

## (1) 募集スケジュール（第1章）

H26年6月下旬以降 ～H26年12月日途	・入札募集受付期間（ <u>6ヶ月程度</u> ）
H27年1月日途	・落札候補者の選定
H27年3月日途	・落札者の決定

## (2) 募集する電源（第2章）

①供給開始時期	・ <u>平成31年4月から平成36年3月の間</u> （一括募集）
②募集規模	・ <u>合計600万kW</u>
③電源のタイプ	・年間契約基準利用率が「70%～80%」の高稼働火力電源 ※既設設備、当社供給区域外設備、設備の一部、アグリゲーションによる応札も可能
④契約供給期間	・15年を原則とし、 <u>10～15年間の間で選択</u>

## (3) 応札にあたり満たすべき条件（第4章）

①入札価格	<ul style="list-style-type: none"><li>入札価格にCO<sub>2</sub>対策コスト・近接性評価を加減算した判定価格が、上限価格を下回ること。【☞p.87参考資料1】</li></ul> <p>※より競争的な入札とするため、上限価格は非公表</p> <p>※入札価格にCO<sub>2</sub>対策コストが含まれている場合は近接性評価のみ減算。</p>
②技術的信頼性	<ul style="list-style-type: none"><li>応札者自身が発電実績を有すること、または発電実績がある者の技術的支援があること。</li></ul>
③利用率変動許容性	<ul style="list-style-type: none"><li>年間利用率が年間通告利用率から±10%まで調整可能であること。</li></ul>
④遵守いただく基準	<ul style="list-style-type: none"><li>電気事業法、環境関連諸法令等の発電事業に関連する諸法令、技術基準等。</li><li>新たに設置される発電設備のCO<sub>2</sub>排出に関し、募集受付開始時点における『最新のBAT参考表』にもとづく、適用可能な最善の技術の採用。</li></ul>
⑤系統アクセス	<ul style="list-style-type: none"><li>応札電源を一般電気事業者の送配電設備に新たに連系する場合、供給開始予定年月に支障をきたさない時期までに系統連系が完了できること。</li></ul>
⑥契約最大電力	<ul style="list-style-type: none"><li>1,000 kW以上（契約供給期間を通じて常時供給可能な最大電力）</li></ul>
⑦周波数調整機能 および 需給運用への参加	<ul style="list-style-type: none"><li>再生可能エネルギーの導入の進展を踏まえた周波数調整力確保の観点から、出力10万kW以上のガスタービンコンバインドサイクル発電設備については、基本仕様である周波数調整機能を有すること。</li></ul> <p>※周波数調整機能および需給運用への参加については、入札評価の対象外。</p> <p>※需給運用に参加する場合の扱いについては、別途協議。</p>

## (4-1) 入札価格の算定 [その1]（第5章）

① 固定費	資本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却費、財務費用、固定資産税</li> </ul>
	運転維持費	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費、修繕費、薬品費、その他経費、一般管理費</li> </ul>
	システムアクセス費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>応札電源を連系する一般電気事業者との系統連系に要する工事費（電源線等工事費）は、資本費に算入</li> </ul>
	CO <sub>2</sub> 対策費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>排出係数が基準排出係数（<math>0.000550\text{t-CO}_2/\text{kWh}</math>）を上回る場合、以下から対応を選択。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ)当社が調整（当社が当社CO<sub>2</sub>排出係数と一体的に調整）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－入札価格にはCO<sub>2</sub>対策費用を含めない（調整費用は評価上別途加算）</li> </ul> </li> <li>(ロ)応札者が調整                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－入札価格にCO<sub>2</sub>対策費用を含めて算定</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※(イ)の場合、評価上使用するCO<sub>2</sub>対策費用は、<u>国際エネルギー機関（IEA）による『World Energy Outlook (WEO)2013』による想定値をもとに算定した「1,992円/t-CO<sub>2</sub>(15年間の場合)」とする（上限価格も同様）。</u></p>
②燃料本体費	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用燃料の価格変動に連動する費用</li> <li>2013年（平成25年）1月から12月までの期間における燃料価格および為替レートの水準を前提として算定（上限価格も同様）</li> </ul>	
③燃料関係諸経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油石炭税等、可変費のうち使用燃料の価格変動に連動しない費用</li> </ul>	

## (4-2) 入札価格の算定 [その2] (第5章)

## ④ エスカレーション

- 運転維持費、燃料関係諸経費に適用するエスカレーション率は一律0%とする。
- 燃料本体費については、「石炭」、「原油」、「米国天然ガス」の3つの指標から選択・合成により、それぞれの指標を適用する費用の割合による合成比率を算定しエスカレーション補正をしていただく。

※供給開始予定年月に係わらず、エスカレーション評価の基準は2020年（平成32年）4月とする。

表：燃料指標と価格変動率

	2013～2020年	2020年～
石炭	4.5%/年	0.5%/年
原油	1.9%/年	1.3%/年
米国天然ガス	5.7%/年	1.9%/年

【☞p.88参考資料2】

## (5) 評価方法と落札者の決定（第7章）

①開札	<ul style="list-style-type: none"><li>入札締切後、公証人立ち会いの下で一斉に開札し、封緘されていることおよび入札書類が揃っていることを確認。</li></ul>
②評価方法	<ul style="list-style-type: none"><li>以下の算式で評価価格を算定し、安価なものから順位付け（当社区域内の場合）。 <math display="block">\text{「評価価格(円/kWh)」} = \text{「判定価格」} + \text{電源線等以外工事費 (一般負担分)}</math></li><li>※当社以外の一般電気事業者に連系する場合、「振替供給にともなう料金」ならびに「振替損失率」を加味。</li><li>評価価格が同値の場合、以下の非価格要素を①から③の順に考慮し順位を決定。<ul style="list-style-type: none"><li>① 環境枠有りまたは地元自治体同意済みのもの</li><li>② 平成31年4月から平成36年3月のうち営業運転開始が早いもの</li><li>③ ①、②を考慮しても順位が決定しない場合は、計画の確実性等を総合的に判断</li></ul></li></ul>
③落札者の決定	<ul style="list-style-type: none"><li>順位が上位のものから累計して募集規模（600万kW）に達するプロジェクトまでを落札候補者として選定。</li><li>評価報告書案を中立的機関に提出し、了承いただいたのちに落札者として決定。</li></ul>

## (6-1) 主な契約条件①（第8章）

<p>① 通告運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 落札電源（応札分）は、当社からの通告に従い送電。</li> <li>• 年間通告電力量【☞p.89参考資料3-1】             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 落札者は、毎年、翌年度以降の4年度分の停止計画（定検等の作業停止）を当社に提出。このうち翌年度の停止計画については当社の承認により確定。</li> <li>2. 翌年度の「停止計画」および契約運転パターンにもとづき、機械的に「年間供給可能電力量」を当社が算定。</li> <li>3. 「年間供給可能電力量」を上限とし、特定期間の平均が「年間契約基準電力量」とイコールとなるよう、翌年度の「年間通告基準電力量」を当社が算定。</li> <li>4. 当社は、電力需給・設備状況または落札電源の経済性等の必要性に応じて、「年間通告基準電力量」から「年間許容通告調整電力量（＝契約最大電力×8,760h×20%）」を限度として年間通告基準電力量を減少させることができる。この場合、当社は落札者に対して、理由を説明するとともに利用率低下補正を行う。</li> <li>5. 「年間通告基準電力量」に4. を反映した電力量を「年間通告電力量」とする。</li> </ol> </li> </ul>
<p>② 変更通告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社は、電力需給・設備状況または落札電源の経済性等の必要性に応じて、年間通告電力量から「契約最大電力×8760時間×10%」の範囲で変更通告（増減）を可能とする。【☞p.90、91参考資料3-2、3-3】</li> <li>※ 変更を行う期限は、原則として、週間計画策定段階（実受給の前週）の1日前。</li> <li>※ 年間供給可能電力量を上回る通告変更は行わない。</li> </ul>
<p>③ 契約保証金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 契約履行の担保として、契約保証金を預託（契約最大電力1kWあたり5,000円）。</li> </ul>

## (6-2) 主な契約条件②（第8章）

### ④ 受給料金

#### （二部料金制）

- 基本料金：資本費と運転維持費の合計（年額の1/12を毎月支払い）
    - － 資本費...入札時の年度別価格で固定。ただし、受給開始日までに以下の補正を実施。
      - ① 電源線等工事費変動額（落札者・NSC間）の精算
      - ② 基準金利変動補正（選択制） 【⇒p.92参考資料4】
      - ③ 土木建築工事費物価補正（選択制）
    - － 運転維持費...入札時の年度別価格を基本とし、受給年度毎に物価変動率により調整
  - 電力量料金：燃料本体費単価と燃料関係諸経費単価の合計
    - 第1種単価（当社通告に対応した電力に適用）
      - ：入札時の毎年度可変費（受給開始後、燃料指標にて調整）
    - 第2種単価
      - ：第1種単価×0.75（契約最大電力による通告時における超過電力）
    - 第3種単価
      - ：第1種単価×0.5（契約最大電力での通告時以外における超過電力）
- ※許容バンド：計量の単位毎(30分)に、契約最大電力の3%以内の超過は第1種  
（AFC機能使用時の扱いは、電力システム改革を踏まえ別途契約）

## (6-3) 主な契約条件③（第8章）

<p>⑤発電不足時のペナルティ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電不足（通告未達、事故停止等）に対するディスインセンティブとして、ペナルティ制度（通告未達割戻料金、停電割戻料金、超過停止割戻料金）を設定。 【☞p.94～96参考資料5】</li> </ul> <p>《当社の通告不足に対するペナルティ制度（年間未達通告補償料金）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力需給上等の事由により、通告電力量を年間計画電力量に対し許容枠（「契約最大電力×8,760時間×10%」に相当する電力量）を超える減少とした場合は、その未達電力量（マイナス10%を超える減少分）に対し、第1種料金単価を乗じて得た金額を補償。</li> </ul>
<p>⑥建設試運転の扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給開始（営業運転開始）に先立ち、建設試運転を行うことができる。</li> <li>建設試運転にともない発生する電力については、原則として第1種料金単価による購入とし、IPP契約とは別途契約により受給。</li> </ul>
<p>⑦CO<sub>2</sub>係数の扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給開始後、CO<sub>2</sub>排出係数の実績を毎年度報告いただく。</li> <li>入札時に選択した調整方法により、必要に応じて排出係数を調整。</li> </ul>
<p>⑧供給開始予定年月の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約締結後、やむを得ない事由が生じた場合には、原則として12ヵ月を限度とし、供給開始予定年月を変更（前倒し／繰り延べ）することができる。</li> </ul>
<p>⑨合意による解約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約締結後、やむを得ない事由が生じた場合で、<u>相手方の合意を得た場合には</u>、契約を解約できる。この場合、解約の申し出をした一方は、相手方に対し補償を行う。</li> </ul> <p>※供給開始日以降の解約については、7年前までに申し出るものとする。</p>

## (6-4) 主な契約条件④（第8章）

### ⑩契約の解除

- 相手方が次の事項に該当する場合は、相手方の原因として契約を解除できる。
  - 相手方が、倒産手続きの開始の申し立て、または解散の決議を行った場合
  - 契約にもとづく取引に関する適用法令に違反した場合で、催告後も当該違反行為を改めない場合
  - 契約にもとづく金銭債務の履行が行われない場合で、催告後も当該支払が行われない場合
  - 当社が、系統連系設備の建設あるいは運営を放棄した場合で、催告後もその状態が解消されない場合
  - 落札者が、発電設備の建設あるいは運営を放棄した場合で、催告後もその状態が解消されない場合
  - 落札者が、供給開始予定月までに供給開始しない場合
  - 供給開始後、特定期間における年間供給可能電力量の平均値が、年間契約基準電力量を下回る場合で、その状態が是正される見込みがない場合
  - 上記の他、相手方が、契約の遵守を著しく怠った場合で、催告後も履行しない場合

### ⑪契約の解約または解除に対する補償

- 落札者または当社が解約または解除を行う場合、原因者は補償等を行う（免責要件あり）。
  - ただし、供給開始後に解約または解除を行う場合で双方が合意した場合は、補償によらず、当社が落札者の発電設備を買い取ることを可能とする。
- ※これにより、受給継続の信頼性を高めることし、子会社・合併会社による場合の連帯保証状の差し入れを不要とした。

## (6-5) 主な契約条件⑤（第8章）

### ⑫ 不可抗力

- 不可抗力事由により、権利義務の履行の全部または一部が出来なくなった場合で、以下の場合は、いずれの責めにもよらず、一切の補償を要することなく解約できる。ただし、双方が合意した場合には、当社が落札者の発電設備を買い取ることも可能とする。
  - 双方協議の結果、復旧の見通しが得られない場合
  - 不可抗力事由発生の日から12ヵ月以上にわたり不可抗力事由による契約の履行不能状態が継続し、その状態の解消が見込めないと判断した場合
- 上記の場合以外は、不可抗力事由による影響を受けた一方は、復旧に向けた合理的な一切の手段を講ずる義務を負う。

## (7) 発電余力の活用（第9章）

### 余力活用

- 年間供給可能電力量が年間通告電力量を上回る場合で、当社が変更通告（増）を行わなかった場合、その差分を「発電余力」として当社以外への販売が可能。
- 発電余力を当社以外に販売したことにより、当社からの通告に対する未達が生じた場合で、その未達発生事由が、落札者の故意または重大な過失によることが判明した場合には、「余力活用補償料金」を申し受ける。

## (8) その他（第10章）

### ①落札規模が募集規模に対し未達となった場合の扱い

- 平成26年度入札募集の結果、落札規模が募集規模に満たなかった場合であっても、爾後の入札については、再入札としては実施しない。

### ②前回入札における落札者の扱い

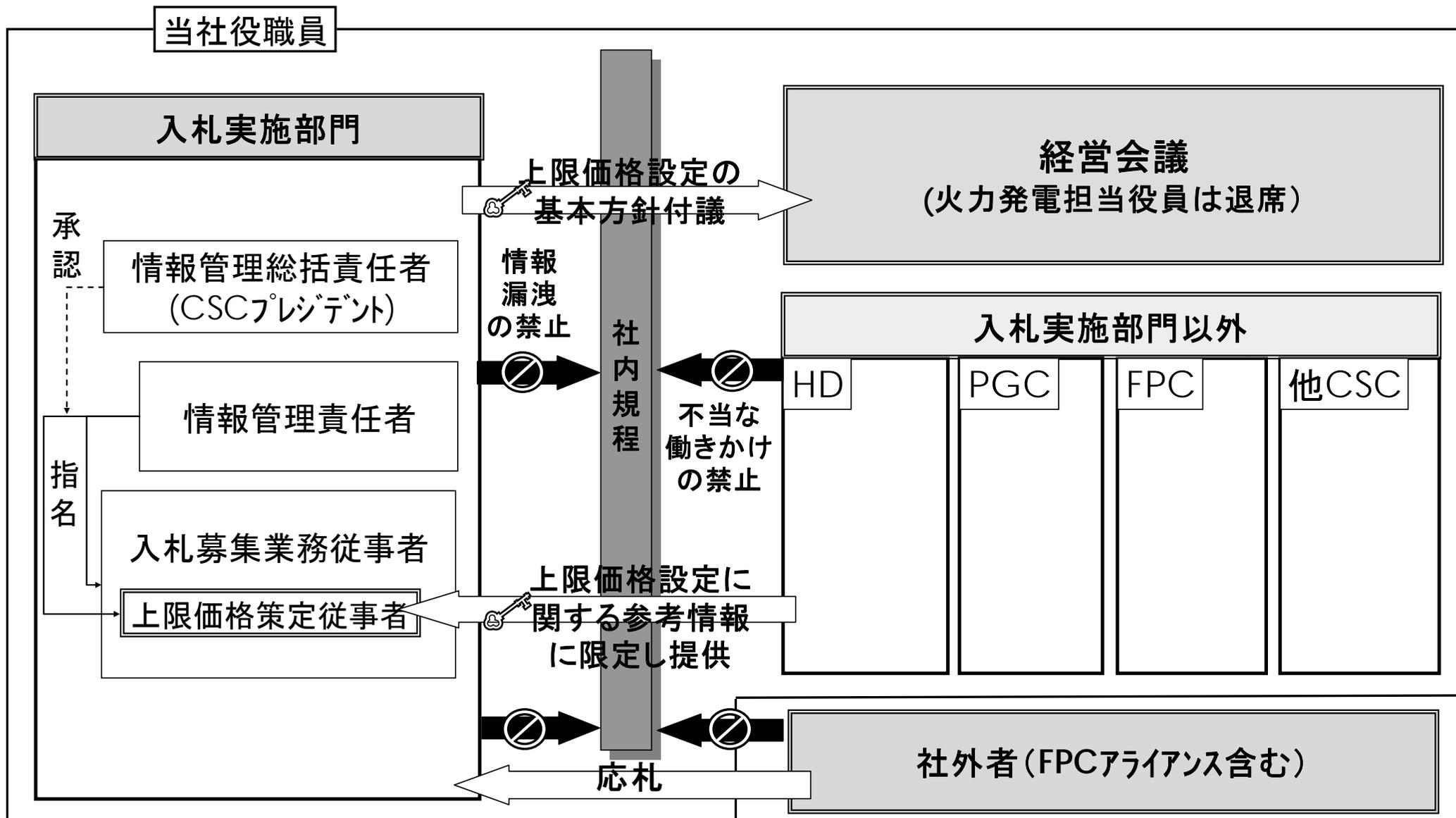
- 前回入札の結果、落札規模が募集規模に未達となったが、前回入札の募集要綱では、これを想定した規定をしておらず、落札の位置づけが曖昧なものとなった。
- このため、当社は前回入札に続く平成26年度入札について、前回入札における不足分の再募集との位置づけを兼ねて実施することとし、前回入札における落札者については、下表の取扱いを条件として、前回入札において落札した発電設備により平成26年度入札に再応札することを認めることとした。
- なお、要綱案第10章（3）①の通り、平成26年度入札では、落札規模が募集規模に未達となった場合であっても、爾後の入札は再募集との位置づけとなしないことを明確化しており、上記の扱いは平成26年度入札のみに限定。

前回落札者の再応札の結果	前回落札者または当社の対応
成功	前回落札者が契約を解除可能 (解除時の補償は免責)
失敗	当社が契約を解除可能 (解除時の補償は免責)

## 1-2. 社内情報遮断ルールについて①

- 第5回入札WG（6月24日）において事務局から論点が示された、社内情報遮断等の措置についての実効性・適切性に関する具体的な審査ポイントに対する当社社内規程方針は以下のとおり。

事務局論点	当社対応
<p>情報管理についての社内ルールは定めているか、またその周知方法は適切か</p>	<p>入札書類の目的外使用を禁じた既存の社内共通の規程（イントラネット上で社内公開・周知）を改定し、公共工事の発注事務に係る「発注者綱紀保持規定（国土交通省大臣官房官庁営繕部策定）」も参考に、新たに①上限価格設定ルール、②火力部など社内他部門との情報遮断について追加規定（参照：次スライド）。</p>
<p>社内ルールについての実効性はあるか、また、その内容は適切か（例えば入札実施部門が火力部門との情報のやりとり（メール等）を行う場合、必ずCCに管理職を入れる等のルールになっているか）</p>	<p>カスタマーサービス・カンパニー・プレジデント（以下「CSCプレジデント」）を総括責任者とし、上限価格設定業務従事者を指名・限定。指名を受けた者は、規程の遵守について誓約書を提出。</p> <p>《情報管理に関する規定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電子データは、上限価格設定業務に従事する役職員のみがアクセス可能な共有フォルダに保存</li> <li>✓ 電子メールやその他の電子的な記録媒体・方法により電子データの持ち出しが必要な場合は、目的、相手先、情報の種類について情報管理責任者（部長級）の事前承認を得て実施</li> <li>✓ 情報・資料の印刷は、機密印刷（パスワード管理）が可能なプリンタを使用</li> <li>✓ 紙媒体資料は、離席時には鍵付きキャビネットなどで常時施錠し保管</li> <li>✓ 入札実施部門の執務室は、施錠管理等のうえ入退室を管理・制限</li> </ul>
<p>上限価格を決定する際の取締役会等に、火力部門の役員等が出席するか、出席する場合の措置は適切か</p>	<p>上限価格は、社長以下の執行役が参加する執行役会（火力部門（フュエル&amp;パワー・カンパニー）の執行役は退席）において基本方針の承認を得たのち、CSCプレジデント決裁により単価を決定。</p> <p>また、上限価格の決定の時期は中立的機関への提出間近とし、情報漏洩の可能性を極小化。</p>



---

## 2. RFCでいただいたご意見の概要と 当社の考え方（ご回答）

- RFCでは167件のご意見等をいただき、主な項目と内容は下表のとおり。このうち42件を要綱案、標準契約書案に反映することといたしました。（☞詳細「参考資料4 RFCに対する回答」）
- 次スライド以降で、主なご意見等の中から、入札GLに係るものを中心に、当社の考え（回答）、要綱案での扱いをまとめましたので、適合性の観点からご確認をお願いいたします。

項目		主なご意見等	件数
(1)スケジュール ・入札条件	募集期間、契約供給期間	募集期間の延長、契約供給期間の長期化、短期化	8
	その他	周波数調整機能具備の要件化・経済運用(利用率変動許容性)の要求条件の緩和、システムアクセスの公平性確保	27
(2)価格	上限価格	上限価格の前提諸元の公開	4
	入札価格他	エスカレーション指標の追加	12
(3)運用		追加供給余力創出へのインセンティブ付与	8
(4)契約 条件	金利・建設費補正	金利補正、建設費補正の対象拡大	22
	停電ペナルティ等	停電、停止時等のペナルティ緩和	8
	解約・解除、その他	解約・解除時の補償金(上限価格との差異)の想定、補償免責事由の拡大	67
(5)その他		前回落札者の再入札に関するご意見	11
総 数			167

## (1) スケジュール・入札条件関係

- 募集期間について、大規模募集に対する事業検討（事業スキーム、資金調達）に時間を要すること、また他電力入札との輻輳などを理由として、延長に関するご意見をいただきました。  
当社は、前回入札の反省も踏まえ予め募集期間を長めに設定しておりましたが、できるだけ多くの応札を期待し、募集期間を延長いたします（供給開始時期の見直しはいたしません）。
- 契約供給期間について、要綱案では15年間を原則とし10～15年間で選択可能としておりましたが、5年間あるいは30年間も選択可能とすべきとのご意見をいただきました。  
当社としては、将来の電力需要動向等、当社事業環境の変化が想定されるため、募集規模の電源を超長期にわたる固定的な運用の確約は困難と考える一方、短期であっても安価であれば当社メリットが見込めるため、短期化提案のみを反映し契約供給期間は5～15年間で選択可能といたします。

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答（ご意見反映）
募集期間	募集期間はRFC 募集期間を含め 概ね6ヵ月程度 が目安  [p.6]	RFC開始：H26.4.21 入札開始：H26.6下旬 ～ 入札締切：H26.12目 途  [要綱案1章] ⇒募集期間：8ヵ月強 (前回入札では6ヶ月)	他社との共同事業で応札 を検討している場合、検 討期間をふまえて、入札 募集受付時期を延長して いただくことはできない か。  [計4件：No.1～4]	LNG火力による応札も含めて、より 多くの参加者による競争的な入札を 実現するため、ご意見を踏まえ、 <u>入 札募集受付終了を「平成27年3月目 途」に変更いたします。</u> ⇒募集期間：12ヶ月程度  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ご意見反映</div>

## (1) スケジュール・入札条件関係 (つづき)

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
供給 期間	15年間を原則としつつ、応札者の希望があれば15年未満又は15年を超える期間の応札も可能とする  [p.8]	原則15年間とするが、10~15年間の期間で選択可能  [要綱案2章(4)]	5年間も可能とすべき。 [計1件：No.13]	上限価格を下回る電源であれば、当社にとってはメリットがあることから、 <u>供給期間は5年~15年間といたします。</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ご意見反映</div>
			30年間も可能とすべき。 [計3件：No.10~12]	将来の電力需要動向、発電設備の技術革新、電力市場の状況、燃料価格の状況等、当社事業を取り巻く環境の変化が想定されるため、契約供給期間の上限は15年間といたします。
利用率変動許容性	応札の最低条件④年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であること  [p.11]	年間通告電力量から、契約最大電力に8,760時間を乗じて得た電力量の±10%の範囲で調整可能であることとします。  [要綱案4章(3)]	利用率変動許容性が応札の最低条件となっているが、電源単体で対応せざるを得ない応札者にとっては当該条件が障壁となり得るため、利用率の変動条件を変更したうえで加点評価にとどめるべき。  [1件 No.25]	入札電源についても当社の経済運用に従っていただく必要があり、入札GLでも利用率変動許容性(±10%)が応札の最低条件とされているため、入札条件としては適正水準と考えております。  また、余力活用も可能であることから、落札者への影響は緩和されると考えております。

## (1) スケジュール・入札条件関係 (つづき)

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
系統アクセス	電源の系統への連系可能容量、電源線敷設及び系統増強に係るコスト及び工期について、発電事業者に対する十分な事前の情報公開・開示が必要 [p.6]	備考(*9)にて当社ウェブサイト(系統情報)をご案内 [要綱案4章(5)]	系統状況について公開されている情報が更新されていないが、事業予見性を高めるためにも接続検討の対応が可能な時期までに最新の情報に更新をお願いしたい。  [1件 No.29]	随時最新のものを公開しております。 (直近では6/20更新)
	応札締切日から落札者の決定までの間は、入札実施会社が、応札した発電事業者の電源の系統アクセスコストを算定する作業を行うため、応札した発電事業者以外の者からの接続検討の依頼や系統アクセス申込みに対して、これを優先させること [p.16~17]	(*14)応札締切日から落札者の決定までの間は、応札者の電源設備の系統アクセス工事費用を算定する作業を行うため、応札者以外の者からの接続検討の依頼や接続供給申込みに対して、これを優先させる [要綱案4章(5)]	<p>応札評価検討が優先される結果として応札者以外の系統利用者における接続検討申込や接続供給申込等の扱いが停止する期間が著しく長期化したり、接続検討の検討期間が標準検討期間(3ヶ月)を著しく超過するようなことにならないよう十分に配慮願いたい。 [1件 No.32]</p> <p>募集開始から応札締め切りまでの間にPPS参入等により、想定よりも系統アクセス工事費用が高額になる可能性がある為、応札締切日より前に優先期間の始期を設定していただきたい。 [1件 No.35]</p>	<p>応札者以外の接続検討や接続供給申込への影響は最小限となるよう努めますが、接続検討期間が標準検討期間を超過する場合等には、超過する前にご説明いたします。</p> <p>入札GLに則った設定としており、当社としても、NW利用の公平性の観点からは、優先期間は、極力短期間とすることが望ましいと考えております。</p>

## (1) スケジュール・入札条件関係 (つづき)

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
周波数調整機能	<p>入札実施会社は、将来の需給運用を考慮し、ELD運転を含む需給運用への参加可否の項目を入札要綱に設けることを可能とするが、その理由について説明すること</p> <p>[p.7]</p>	<p>①発電設備の周波数調整機能に対する要求性能等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者決定後、別途協議</li> </ul> <p>②需給運用方法、電力量料金算定方法および需給運用参加に伴う対価等の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力システム改革の制度設計が示された後に別途協議</li> </ul> <p>③この入札における扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数調整機能および需給運用への参加については、この入札の評価対象外</li> <li>・②の内容について、落札後、電力受給契約書とは別に契約を締結</li> </ul> <p>[要綱案4章(7)]</p>	<p>周波数調整機能に関する契約を締結することがなかった場合、機能付加により過剰な設備となるおそれがあり、石炭火力で応札する事業者とLNG火力で応札する事業者の間で不公平な扱いとなることから、機能要求や費用負担、入札価格の評価等の点で条件の統一(周波数調整は必要な際に、改めて募集する等の対応も含む)を要望。</p> <p>[1件 No.37]</p>	<p>募集要綱に記載した要求性能は、基本性能として備わっており、改めて機能を追加する類のものではないと考えております。今後の状況変化も考慮して、追加費用が生じない範囲として設定しております。</p>

## (1) スケジュール・入札条件関係 (つづき)

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
落札候補者の選定通知	<p>入札実施会社が入札要綱に基づき応募案件を評価し、落札者を決定するが、入札実施会社は評価報告書案を落札者の公表前に中立的機関に提出し、中立的機関が入札要綱に基づいて評価が行われていないと認めるときは、入札実施会社は再評価を実施する。</p> <p>[p.15]</p>	<p>落札候補者を選定後、当社は、評価報告書案を火力電源入札ワーキンググループに提出いたします。そのうえで、火力電源入札ワーキンググループが入札募集要綱にもとづいた評価が行われていると認めた場合には、落札候補者を落札者として決定いたします。</p> <p>[要綱案7章(5)]</p>	<p>落札候補者の決定から落札者の決定までの期間で準備等を進めるため、落札候補者に決定した時点で通知していただきたい。</p> <p>[1件 No.56]</p>	<p>入札WGにおいて、入札募集要綱にもとづいた評価が行われていないとされた場合は、当社は再評価を行うことから、落札者として確定した時点で、速やかにお知らせいたします。</p>

## (2) 価格関係

■ 上限価格の前提諸元の開示に対するご意見をいただきましたが、当社は今回入札では上限価格を非公表とすることから、入札価格算定諸元と共通の諸元を除き、開示はいたしません。

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
上限価格	<p>上限価格の実際の算定に当たっては、基本諸元を示した上で、資本費、燃料費、運転維持費に分けて算定した発電原価に、系統アクセスコスト、CO<sub>2</sub>対策コストを加えて設定する。(事前に上限価格を公表するか否かは、応札の見込み等応札者間において競争が十分に生じるかを踏まえ、入札実施会社が選択できるものとする)</p> <p>[p.9]</p>	<p>今回募集において、当社は上限価格を非公表といたします。</p> <p>[要綱案4章(1)]</p>	<p>応札を検討するにあたり、上限価格非公表への影響が出ない範囲において、どのような前提で上限価格を算出しているか考え方の提示を要望。</p> <p>[計2件：No.17、19]</p>	<p>上限価格は、入札GLに基づき、当社の過去の建設実績コスト等を参考に設定いたしますが、具体的な内容については上限価格が類推されぬよう回答を差し控えさせていただきます。</p> <p>(燃料費の基準、CO<sub>2</sub>対策コスト等は要綱案に記載済みです)</p>

## (2) 価格関係 (つづき)

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
上限価格	<p>上限価格の実際の算定に当たっては、基本諸元を示した上で、資本費、燃料費、運転維持費に分けて算定した発電原価に、系統アクセスコスト、CO2対策コストを加えて設定する。</p> <p>[p.9]</p>	規定なし	<p>東京電力(フュエル&amp;パワー・カンパニー)の包括的アライアンス案件に関して既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既設設備を撤去する場合は、非アライアンス案件との公平性確保の観点から上限価格に所要のコストを含めるべきである。</p> <p>算定方法について予めルール化し、募集要綱で公表した上で、落札候補者決定後に入札WGで審査いただくことを要望。</p> <p>[1件 No.22]</p>	<p>上限価格は、入札GLに基づき当社の過去の建設実績コスト等を参考に設定し、既設流用の設備等は適切に費用配賦いたします。</p> <p>なお、入札WGでは当社火力発電部門が参画したSPC等による案件については、当社電力小売事業全体との費用配分等についても、審査対象のひとつとなるものと思料しております。</p>

## (2) 価格関係 (つづき)

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答												
入札価格	<p>燃料費については、為替レートや世界規模での需給状況等に大きく左右され、予測が難しいことから、上昇率については入札実施会社と同様の諸元を用いることを原則とする。</p> <p>[p.13]</p>	<p>⑤エスカレーション (ii)燃料本体費に適用する合成比率とエスカレーション率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の3つの指標から、適用する費用の割合により合成比率を算定し、その合成比率により適用するエスカレーション率を算定</li> <li>エスカレーションの基準は、2013年(暦年)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度まで</th> <th>2020年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭</td> <td>4.5%/年</td> <td>0.5%/年</td> </tr> <tr> <td>原油</td> <td>1.9%/年</td> <td>1.3%/年</td> </tr> <tr> <td>米国天然ガス</td> <td>5.7%/年</td> <td>1.9%/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>[要綱案5章(1)]</p>		2020年度まで	2020年度以降	石炭	4.5%/年	0.5%/年	原油	1.9%/年	1.3%/年	米国天然ガス	5.7%/年	1.9%/年	<p>前回の入札要綱ではなかったが、今回(補記：エスカレーションを)採用した理由をご教示願います。</p> <p>[1件 No.49]</p>	<p>今回入札では、シェールガスなどヘンリーハブ価格に連動した安価なLNGによる案件についても高稼働電源の応札も期待しております。</p> <p>シェールガスは貿易統計による実績・見通しの把握ができないため、シェールガスを含む米国天然ガスの代表銘柄であるヘンリーハブ指標を採用いたしました。</p> <p>また、WEO2013によれば米国天然ガスの価格は将来的に大きな上昇が見込まれていることから、エスカレーション評価をあわせて採用。これに伴い他の燃料についても、同様のエスカレーション評価を採用いたしました。</p>
	2020年度まで	2020年度以降														
石炭	4.5%/年	0.5%/年														
原油	1.9%/年	1.3%/年														
米国天然ガス	5.7%/年	1.9%/年														

## (2) 価格関係 (つづき)

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
評価価格	提出された提案書の評価は、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定された応札条件及び評価項目・基準により実施される必要がある。 [p.11]	次式により評価価格を算定し、評価価格が安価なものから順位を決定  ①当社系統に直接連系する場合 評価価格＝判定価格＋電源線等以外工事費  ②当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合 評価価格＝判定価格/(1－振替送電損失率)＋振替供給に必要な料金  [要綱案7章(2)]	契約供給期間、年間契約基準利用率が異なる場合には評価価格を補正する方が適切なのではないか。 あるいは、補正がない場合には、上限価格算定にあたり前提とした契約供給期間、年間契約基準利用率について開示すべきである。  [1件 No.55]	契約供給期間や年間契約基準利用率の選択は応札者のご判断によるものと考えておりますので、契約供給期間および年間契約基準利用率の違いによる評価上の補正は行いません。 なお、上限価格は非公表といたしますので、算定緒元の開示も差し控えさせていただきます。 (燃料費の基準、CO <sub>2</sub> 対策コスト等は要綱案に記載済みです)

## (3) 運用関係

- 年間許容通告調整電力量 (▲20%) や、利用率変動許容性 (±10%) などの通告運用の見直しに関するご意見をいただきました。当社としては、経済的な電源運用により安価な電力供給を行っていくため、入札による電源であっても、入札GLまたは中立的機関でご理解が得られた範囲で、最大限当社が経済運用を行えることが必要であることから見直しは行いません。

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
利用率変動許容性	(a) 応札の最低条件 ④ 利用率変動許容性 年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であること [p.11]	当社は、電力需給状況、電力設備の状況および落札電源の経済性その他の事情がある場合は、年間通告基準電力量に対し、契約最大電力に8,760時間を乗じた値の20%に相当する電力量を限度とした範囲内で年間通告電力量を設定(減少)することができるものといたします。 [要綱案8章(7)]	ガスタービン設備の場合、運転稼働率の低下は、起動停止回数の増加に直結。起動停止の際には、高温部品に影響を及ぼし、部品取替インターバルが短くなる可能性。また燃料消費量減少により、Take or Pay条項に抵触する可能性。 年間通告電力量の年間通告基準電力量からの変更については、燃料調達や追加コスト等の点で、支障のない範囲での応札者による努力義務とすべき [計3件：No.102、103、104]	将来的な需要の減少や再生可能エネルギーの大量導入などによる需給変動、あるいは燃料価格の大幅な変動などに対しても、当社はお客さまに安定的で経済的な電気の供給を行うために、落札電源を含む当社供給力の最経済的な運用を実現する必要があります。 年間許容通告調整電力量により通告を減少する場合、当社はその理由を説明するとともに、その減少方法について、落札者と確認のうえ実施いたします。また、利用率低下補正も行います。

## (3) 運用関係 (つづき)

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
利用率変動許容性	(a) 応札の最低条件 ④ 利用率変動許容性 年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であること [p.11]	当社の電力需給状況・電力設備状況等の理由により、変更通告した場合の通告電力量(変更後通告電力量)の年間合計値が、当該時間帯における通告計画にもとづく電力量(変更前通告電力量)の年間合計値を下回り、その差が契約最大電力に8,760時間に乗じた値の10%に相当する電力量を超えた場合は、その未達電力量に年間未達通告補償料金単価を乗じた額を年度末月の電力量料金にあわせてお支払いいたします。 [要綱案8章(14)]	IPP事業において不安定な通告は事業性に大きく影響を与えることから、不感帯である10%の幅を狭め、補償料金を支払うべきである(例：10%→5%に引き下げるなど) [1件 No.66]	入札GLでも「利用率変動許容性」として年間利用率が基準利用率から±10%まで調整可能であることが応札の最低条件とされており、利用率変動許容性(±10%)は適正な水準と考えております。なお、当社が利用率変動許容性にもとづく変更通告を行わない場合、余力活用を可能としており、落札者への影響を緩和できるものと考えております。

## (4) 落札結果の公表関係

- 上限価格の事後公表についてご意見をいただきましたが、当社は次回以降の入札募集への影響も考慮し、公表はいたしません。

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
落札結果	<p>(2)落札結果</p> <p>落札者に係る情報としては、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障をきたすことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、以下の内容について公表することとする。</p> <p>①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率および燃料種</p> <p>②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率（ただし、落札者が1社の場合のみは、この限りではない）</p> <p>[p.15]</p>	<p>今回募集において、当社は上限価格を非公表といたします。</p> <p>[要綱案4章(1)]</p> <p>当社は、契約締結後、機器調達に支障をきたすことのない適切な時期に、次の項目を公表いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸供給を行う事業者名、場所</li> <li>・供給開始年度</li> <li>・年間基準利用率</li> <li>・契約最大電力</li> <li>・燃料種別</li> <li>・契約価格の平均額と、当該平均価格と上限価格のかい離率（ただし、落札者が1社の場合など、競争上問題となる場合には公表いたしません。）</li> </ul> <p>[要綱案7章(5)]</p>	<p>公平性の観点から事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、また、今後の電源投資への参考といたたく、手続き上問題の無い時点において上限価格の算定根拠と価格を公表していただきたい。</p> <p>[1件 No.21]</p>	<p>上限価格については、応札締切日の一営業日前日までに中立的機関(火力電源入札WG)に算定根拠となる資料とともに提出しますが、次回以降の入札募集への影響も考慮し、公表いたしません。</p>

## (5) その他

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
自社 応札 の定 義	入札実施会社自らが応札しない場合であって、上限価格を事前に公表しない場合は、入札実施会社の火力部門が他社と提携して応札を実施することも想定されることから、入札実施会社は、上限価格の漏洩を防止し公正かつ有効な競争を実現するために、その入札実施部門と火力部門との間の情報遮断その他必要な措置を講じるものとする。 [p.5]	当社は自社応札いたしません。 [要綱案裏表紙]  今回募集において、当社は上限価格を非公表といたします。 [要綱案4章(1)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力は常陸那珂において既に中部電力殿とSPCを組成し応札をしており、常陸那珂での案件を再応札するのであれば、自社応札と訂正すべきである。</li> <li>・ 新たに他社とSPCを組成して応札する場合も同様に、自社応札とし、東電出資SPCの上限価格とし、上限価格を公表すべきである。</li> <li>・ 自社応札(SPCでの参画も含む)をする場合、所謂、後出しジャンケンでない保証はあるのか。</li> <li>・ 自社応札価格を低く設定し落札した場合でも、貴社全体事業のなかで負担することができると想定され、あるいは後日の会社全体の電気料金を変更により吸収できる仕組みがあり一般のIPP会社との間で不公平が生じるのではないか。</li> </ul> [1件 No.16]	入札GLでは、「自社応札＝一般電気事業者(入札実施会社)自らの応札」とされております。また、本年2月の入札GL改正により、入札実施会社が自社応札しない場合、事前に上限価格を公表するか否かは、入札実施会社が選択可能となったことから、当社として今回入札では上限価格を非公表とすることといたしました。 なお、当社が参画したSPC等による案件と当社電力小売事業全体との費用配分については、火力電源入札WGが、主要な審査対象のひとつとしてご審議いただくことで、ご懸念は解消していただけるものと思料しております。

---

**【参考】 RFCでいただいたその他のご意見等  
(火力入札ガイドライン対象外)**

○ スケジュール・入札条件関連 ①

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
供給開始時期	規定なし	<p>以下の項目については、受給契約とは別に締結することをご検討願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の発電設備による応札の場合、安価な電源を供給することを目的に、個別の発電設備ごとに供給開始時期を設定可能とすること</li> <li>・ もしくは当該全ての発電設備が営業運転開始となるまでの間については、個別に運開した設備は事業者が御社も含め供給先を自由に選択すること</li> <li>・ 供給開始時期を前倒しして御社に供給する場合、ボーナスを事業者に与えるなど、事業者インセンティブが働く仕組み</li> </ul> <p style="text-align: right;">[2件 No.5、6]</p>	<p><u>1発電場所内における複数の発電設備による応札の場合については、発電設備毎の営業運転開始時期を考慮し、発電設備毎に供給開始日を設定することも可能とし、要綱案の見直しをいたします。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">ご意見反映</div> <p>なお、複数発電所のアグリゲーションによる応札の場合、系統アクセス検討上の競合検討が発生した場合の公平な評価が困難なものとなるため、当該全ての発電設備が営業運転開始となり契約条件を満たすことができる時点を供給開始日としてください。</p> <p>供給開始までの間に個々の発電設備が営業運転開始となる場合で、当社との間で入札にもとづく電力受給契約とは別の個別相対によるご協議・ご契約させていただく場合の受給料金は、協議により決定するものいたしますが、例えば新設発電設備の場合には、入札価格との整合を考慮し協議させていただくこととなります。なお、当社以外に販売することも可能です。</p>

## ○ スケジュール・入札条件関連 ②

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
<p>契約最大電力</p>	<p>契約最大電力は、発電設備の点検等の期間を除き、契約供給期間を通じて常時供給可能な最大電力とする。 [要綱案3章(1)]</p>	<p>コンバインドサイクルプラントは、経年的な性能劣化にともなう出力低下が発生することから、契約最大電力は期間を区切る形(年度毎など)で、当該期間毎の「供給可能最大電力」を設定する等の検討を要望。  [1件 No.14]</p>	<p>当社としましては、自社電源の代替電源として安価な価格で長期契約ができることが望ましいため、契約期間に渡り安定して供給可能な契約最大電力により応札して頂きたいと考えております。  なお、経年に伴い出力低下が想定される場合、契約期間に渡り維持可能な契約最大電力の設定、または保守メンテナンスや設備更新による経年劣化対策の織り込みなど、応札者のご判断による対応を前提とした契約最大電力の設定をお願いします。</p>

## ○ スケジュール・入札条件関連 ③

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
耐震設計等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札価格は電源対応とし、これに応札者があらかじめ知ることができるCO2対策コストおよび需要地近接性評価を加算・減算して得た判定価格が、上限価格を下回るものとする</li> <li>・ 応札にあたっては、電気事業法、計量法および環境関係諸法令等の発電事業に関連する諸法令を遵守していただきます [要綱案4章(1)、(4)]</li> </ul>	<p>政府は「国土強靱化／ナショナルレジリエンス」に取り組み。この取り組みの中で、電力システムの強靱化は、国内のあらゆる社会経済活動が深刻な被害を被ることから、とりわけ重要な最重要課題の一つ。</p> <p>昨年十二月の国土強靱化政策大綱には、「エネルギー全体としての需給構造の強靱化を目指し、中長期のエネルギー需給の動向や国内外の情勢、沿岸部災害リスクも踏まえ、地域間の相互融通を可能とする全国のエネルギーインフラや輸配送ネットワークの重点的対策、電源の地域分散化の促進、国産エネルギーの確保（メタンハイドレートや熱活用等）を含む国内外の供給源の多角化・多様化についての検討を推進する。」と記載。</p> <p>今回の入札に関連する項目としては「電源の地域分散化の促進」がとりわけ関連し、新規の発電所立地については、直接的な「地震」のみならず、「津波」や「液状化」が懸念される様な「高リスクの地域」（想定被災地内の沿岸部）ではなく、それ以外の地域に立地する事の有益性を加味した調達が行われていくべきである、と言う事が、強靱化方針から演繹される方向である。</p> <p>については、今回の、首都直下地震や南海トラフ地震の影響を受ける地域に立地する可能性のある入札においては、この国土強靱化の取り組み方針を十二分に勘案すべき。</p> <p>そうした事態が生ずるリスク（「発生確率×発生時の被害の大きさ」の積）が最小化されるような調達が行われるべきであると考えます。</p> <p>～次スライドに続く～</p>	<p>関東地方においては、首都直下地震等の蓋然性が高いことから、今回の募集においては、地震リスク、津波リスクに対して、国・自治体等の公的機関が公表している情報を踏まえ、立地点における影響が最も大きい地震・津波を考慮することとしており、発電所単体の耐震性能は確保できているものと考えております。</p> <p>～次スライドに続く～</p>

## ○ スケジュール・入札条件関連 ④

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
耐震設計等		<p>～前スライドよりつづき～  (方法1)  あらゆる事象を想定しつつ、下記の「社会的災害リスク：X P」  (下記定義のXとPの積)の値を評価し、落札案件選定において考慮されることが、最も政府の強靱化の取り組みと親和性  X：当該火力電源が、地震時に機能不全となった場合の社会的経済的損失  P：上記Xが生ずる確率  については、「社会的災害リスク：X P」を、入札募集要綱のp13で定義されている「判定価格」の分子から「差し引く」。</p> <p>(方法2)  「需要地近接性評価」の数値を調整する方法を採用し、それぞれの地域毎の「社会的災害リスクX Pの概算値」を予め算定し、その値で、現状の「特定地域において0.32円/kWh差し引く」という水準を調整。</p> <p>以上に加えて、「応札にあたり満たすべき要件」の「耐震設計」のの基準において、液状化対策を考慮することが必要。また、動的解析におきます入力地震動につきましては、それぞれの発電所立地で想定されている入力ベクトル(長期地震動も考慮)を用いることが必要。</p> <p>以上が考慮されていなければ、液状化による毀損リスクが拡大するのみならず、それぞれの発電所立地場所で想定される地震動が考慮されず、破壊されるリスクが増大。</p>	<p>また、液状化については、確保すべき耐震性を考慮の上、液状化判定結果を踏まえ、設計を実施していただくものと考えております。</p> <p>一方、電力システム全体の強靱化につきましては、国・自治体等の議論を踏まえ、当社としても適切に対応して参りたいと考えております。</p>

## ○ スケジュール・入札条件関連⑤

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
耐震設計等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計：資源エネルギー庁が公表した「電気設備防災対策検討会報告(耐震性関係)(平成7年11月24日)」に示される電気設備の耐震性確保の考え方にもとづく</li> <li>・設計方法：JEAC3605-2009「火力発電所の耐震設計規程(平成22年3月、社団法人日本電気協会)」に準拠</li> </ul> <p>[要綱案4章(4)]</p>	<p>応札者に燃料を供給する燃料供給設備等の設置・所有者が、応札者と別法人の場合には、別法人が設置・所有する燃料供給設備等について、要綱案に記載された耐震設計条件の対象外となるのか。</p> <p>[1件 No.26]</p>	<p>別法人が設置・所有する燃料供給設備等については、当該設備が遵守すべき法令・基準等に従い設計をお願いいたします。なお、別法人が設置・所有する燃料供給設備等が、法令・基準等に従っておらず、燃料供給が途絶えた場合の未達リスクについては、落札者に負っていただくものと考えております。</p>
		<p>首都直下型地震が差し迫った今日、応札にあたり満たすべき条件では地震対策、被災後の回復所要時間も重要な判断要素とすべきである。</p> <p>[1件 No.28]</p>	<p>国・自治体等の公的機関が公表している最大クラスの地震・津波を考慮し、地震対策、津波対策を施すことを応札の要件としております。</p>

# 【参考】入札GLに規定のない事項に関するご意見(6)

## ○ スケジュール・入札条件関連 ⑥

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
システムアクセス	<p>応札にあたっては、接続検討完了の後、応札にともなう系統連系に関する申込み(以下「接続供給申込(入札時暫定)」といいます)をしていただき、連系する供給設備を維持・運用する一般電気事業者の送配電部門が発行する『接続供給申込(入札時暫定)受領書』を入札書類として添付してください。</p> <p>[要綱案4章(5)]</p>	<p>応札に伴う接続供給申込が「暫定」という位置づけなのは、落札できない場合には失効するというものと理解。ネットワークの公平利用の観点から、リプレース電源あるいは既設電源の応札部分に係る系統上のタイムスタンプについても、同様に落札できない場合には失効することになると理解しており、その旨を改めて入札要綱ないしは託送関係のHPに明記をお願いしたい。</p> <p>[1件 No.30]</p>	<p>ご指摘の通り、リプレース電源および既設電源の応札に係る系統上のタイムスタンプについても、落札できない場合には無効となります。なお、この扱いについては入札募集要綱P119「応札者が落札できなかった場合等は、本接続供給申込(入札時暫定)は無効となります。」で明記されているものと考えております。</p>
	<p>同一系統に複数の事業者が応札する等により新たな設備対策が必要となる場合は、応札締切後、工事費負担金概算額(電源線等工事費(特定負担分))および電源線等以外工事費(一般負担分)の再算定を行います</p> <p>[要綱案4章(5)]</p>	<p>公平性・透明性の観点から、リプレース電源のタイムスタンプを所与とは扱わない旨を入札要綱に明記をお願いしたい。</p> <p>[1件 No.31]</p>	<p>自社電源地点のリプレース案件が応札してきた場合については、他の応札者に不利益とならないよう増分費用がかかる場合には出力按分するなど公平に対応してまいります。</p>

# 【参考】入札GLに規定のない事項に関するご意見(7)

## ○ スケジュール・入札条件関係 ⑦

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
システムアクセス	<p>当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合、一般社団法人電力系統利用協議会が策定した電力系統利用協議会ルールにもとづき、当社は落札者決定後、関連一般電気事業者に対して、振替供給(中継振替)の接続検討申込、振替供給(中継振替)申込など連系線等の利用に関する手続きを行います。</p> <p>[要綱案4章(5)]</p>	<p>地域間連系線(東北・東京間)の容量見直しは貴社の入札に参加する条件として必要な措置であり、貴社にとっても安価な電源を入札で得られるというメリットにも繋がることから、将来電源による本連系線の利用開始時期の想定を再考頂き、先行登録されている枠につき延期等の措置をお願いしたい。</p> <p>[1件 No.33]</p>	<p>現在の電力利用協議会(ESCJ)ルールに基づき提出している長期利用計画については、供給計画等を踏まえ弊社として適切な登録を実施しております。今後新たな情勢変化が発生した場合には、適切に容量登録の見直しを実施してまいります。</p>

## ○ スケジュール・入札条件関係 ⑧

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
周波数調整機能	<p>①発電設備の周波数調整機能に対する要求性能等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札者決定後、別途協議</li> </ul> <p>②需給運用方法、電力量料金算定方法および需給運用参加に伴う対価等の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力システム改革の制度設計が示された後に別途協議</li> </ul> <p>③この入札における扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周波数調整機能および需給運用への参加については、この入札の評価対象外</li> <li>・ ②の内容について、落札後、電力受給契約書とは別に契約を締結</li> </ul> <p>[要綱案4章(7)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議の結果、落札者が需給運用に参加しないこともあるのか。</li> <li>・ 需給運用に参加する場合、落札後に締結する電力需給契約書の内容を見直す可能性はあるのか。</li> </ul> <p>[計2件：No.38、39]</p>	<p>今回設定した周波数調整機能については機能具備して頂くことが前提で、需給運用については別途協議とさせていただきます。</p> <p>落札後、電力受給契約書とは別に契約を締結するものとしております。電力受給契約書については、現在、国を中心に議論されている電力システム改革の制度設計に如何によっては、将来的に見直しが必要になる可能性があります。</p>

## ○ スケジュール・入札条件関係 ⑨

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
周波数調整機能	<p>○DPC運転 発電機の周波数調整(PC運転、AFC運転など)可能な出力調整幅(発電設備定格出力と最低出力の差))については、発電設備定格出力の50%以上としていただきます。</p> <p>[要綱案4章(7)、別紙5]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスタービンコンバインドサイクル発電設備の最低出力は、NOx排出濃度等の環境制約にも依存するため、一律で50%以下（補注：事務局にて誤植修正）とした場合、要求スペックを満たすため建設コストが過度に増加し、ひいては電気料金の上昇につながる可能性がある。</li> <li>・また、最低出力の要求スペックを満たすために、採用メーカーが限定されるおそれがあるので要件の緩和をお願いします。</li> </ul> <p>[計1件 No.40]</p>	<p>再生可能エネルギーの変動分を調整する役割をコンバインドサイクル発電が主に担っており、周波数調整、需給調整が基本性能として備わっています。最低出力が定格出力の50%以下との要求事項については、事前に国内外のメーカーに確認しており、過度な要求スペックにはならないと認識しています。</p>
	<p>○出力低下防止機能 ガスタービンコンバインドサイクル発電設備については系統周波数の低下に伴い発電機出力が低下することから、周波数49Hzまでは、発電機出力を低下しないもしくは、一度出力低下しても回復する機能を有するものとしていただきます。</p> <p>[要綱案4章(7)、別紙5]</p>		

# 【参考】入札GLに規定のない事項に関するご意見(10)

## ○ スケジュール・入札条件関係 ⑩

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
応募方法	<p>(*3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札後、新会社を設立する場合は、代表者1名の名義で入札していただくことも可能。この場合、添付書類1により、新会社に参加する予定のメンバーおよび構成比率を記載</li> <li>・ 添付書類2に関し、計画の主体が合弁会社や、落札後に新会社を設立する場合は、実際に事業を行う主体および構成メンバーについて、それぞれ様式2を提出</li> </ul> <p>[要綱案6章(2)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応札においては幅広い事業者の参加を可能とするため、事業遂行に影響を及ぼさない範囲において、落札後新たに落札者がパートナー投資家を招聘することで事業への出資比率・出資額を調整すること等の柔軟な参加形態を可能とすべき</li> <li>・ 応札時点において落札後に合弁会社等の新会社設立を計画している場合、当該新会社に参加する構成メンバーや出資比率を記載した書類や、様式2を提出する旨定められているが、東京電力の合理的な承諾を得ること及び入札の主旨・公平性を逸脱しない範囲において、落札後に参加企業が加わる(金融投資家等の参画)こと、結果として出資比率を変更することも可能である旨を確認させて頂きたい。</li> </ul> <p>[計3件 : No.24、53、92]</p>	<p><u>落札後に新会社を設立することとし、応札の条件を変更せずに当該新会社に地位を移転することも可能といたします</u>が、新会社および新会社に出資または参画するメンバーが反社会的勢力に該当する場合または電力供給を行う上で技術的信頼性が確保されていない者でないことを条件といたします。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ご意見反映</div>

## ○ 価格関係 ①

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
入札価格	<p>LNG、LPG、都市ガス、天然ガスを使用燃料とする場合、採用する指標は、米国天然ガス、原油から選択または合成していただきます。</p> <p>[要綱案5章(1)]</p>	<p>米国天然ガス価格に連動するLNG契約は今後増加する見込みはあっても、現時点ではほとんど実績が出ておらず、事業計画の前提とすることは難しいと考える。</p> <p>LNGの通関CIFも採用いただきたい。</p> <p>[計5件 No.44~46、50、120]</p>	<p>今回入札では、シェールガスなどヘンリーハブ価格に連動した安価なLNGによる案件について高稼働電源の応札も期待しております。</p> <p>シェールガスは現時点では輸入されていないため、貿易統計（JLC）価格を入札のエスカレーション指標とした場合、事業者のLNGポートフォリオ（シェールガス導入比率）とは異なった構成となり、事業者の燃料価格低減に向けたご努力が適切に反映されにくいものと考えております。したがって、JLCを入札時のエスカレーション評価指標とすることは出来ませんのでご理解ください。</p> <p>一方、今回の募集は、わが国へのシェールガスの輸入が今後拡大することを期待した募集条件としていること、また受給開始時点までにはわが国へのシェールガス導入が拡大し、貿易統計（LNG）の国別統計値などシェールガスに関するCIF指標が確立される可能性があることを考慮し、入札時に燃料本体費のエスカレーション指標として北米天然ガスを選択いただいた場合については、受給開始までの間に、協議により貿易統計（LNG）の国別統計値に指標を変更することも可能といたします。なお、この場合、液化・輸送コストは燃料本体費に組み替えることを前提に協議を行うものとします。</p>

## ○ 価格関係 ②

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答												
入札価格	<p>⑤ エスカレーション</p> <p>(ii) 燃料本体費に適用する合成比率とエスカレーション率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の3つの指標から、適用する費用の割合により合成比率を算定し、その合成比率により適用するエスカレーション率を算定</li> <li>エスカレーションの基準は、2013年</li> </ul> <table border="1" data-bbox="271 730 992 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度まで</th> <th>2020年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭</td> <td>4.5%/年</td> <td>0.5%/年</td> </tr> <tr> <td>原油</td> <td>1.9%/年</td> <td>1.3%/年</td> </tr> <tr> <td>米国天然ガス</td> <td>5.7%/年</td> <td>1.9%/年</td> </tr> </tbody> </table>		2020年度まで	2020年度以降	石炭	4.5%/年	0.5%/年	原油	1.9%/年	1.3%/年	米国天然ガス	5.7%/年	1.9%/年	<p>米国天然ガス由来のLNGを用いる場合については、燃料本体費のみにエスカレーションがかかり、液化・輸送コスト等についてはエスカレーションが適用されないと理解。一方で、石炭を用いる場合には、CIFを基準とするため、輸送費等を含めてエスカレーションがかかる。入札価格を比較する上で、液化・輸送コスト等にエスカレーションが働かない分、米国天然ガスが低く評価されるバイアスがあるので、是正が必要。</p> <p>また、液化・輸送コスト等は、日本の指標との連動ではなく、海外における公の指標も選択できるように見直しをお願い致します。</p> <p>[1件 No.45]</p>	<p>WEO2013における、石油および石炭の想定価格は、燃料本体の価格変動のみを想定した設定と考えられます。</p> <p>米国天然ガスについても同様に燃料本体価格の変動を想定したエスカレーションとしていることから、公平に評価されると考えております。</p>
	2020年度まで	2020年度以降													
石炭	4.5%/年	0.5%/年													
原油	1.9%/年	1.3%/年													
米国天然ガス	5.7%/年	1.9%/年													
	<p>(iii) 燃料関係諸経費に適用する合成比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人あたり雇用者報酬指数(CEI)、企業物価指数(CGPI)、消費者物価指数(CPI)、変動なしの4つの指標から、適用する費用の割合により合成比率を算定してください</li> </ul> <p>[要綱案5章(1)]</p>	<p>米国天然ガスについて、液化・輸送・再気化コストは、燃料本体費ではなく、燃料関係諸経費に区分して、燃料費の変動に伴う調整を行うという理解でよいか。</p> <p>[1件 No.46]</p>	<p>液化・輸送コストについては、燃料関係諸経費に含めて頂きます。燃料関係諸経費については、「一人あたり雇用者報酬指標」「企業物価指数」「消費者物価指数」「為替レート」により調整いたします。</p>												

## ○ 価格関係 ③

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
入札 価格	燃料本体費は、2013年1月から同年12月の燃料価格および為替レートの平均値をもとに算定してください。基準となる燃料価格および為替レートは以下のとおりです。 《基準となる燃料価格および為替レート》 ー石炭 ... 10,793円/t ー原油 ... 67,272円/kl ー米国天然ガス ... 3.652 \$ /MMBtu (液化・輸送・再気化コストを除く) ー為替レート ... 96.76円/\$  [要綱案5章(1)]	上限価格の算定における基準となる石炭価格は、トン当たり何kcalを想定しているかご教示願います。  [1件 No.47]	今回入札においては、上限価格を非公表とすることから回答は差し控えさせていただきます。
		上限価格の算定における基準となる原油価格は、キロリットルあたり何kcalを想定しているかご教示願います。  [1件 No.48]	

## ○ 評価関係

項目	入札GL	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
競合検討	<p>応札締切後に状況変化が生じた場合には、中立的機関に対してその理由を明らかにした上で、事前に行う接続検討により算定された電源線の敷設費用等の額と異なる額を算定し、電源の入札価格に反映することも可能とする。</p> <p>[p.12]</p>	<p>(*6)状況変化に対する評価にあたって、接続検討時から状況変化が生じた場合、当社は、電源線等工事費(特定負担分)について調整</p> <p>[要綱案7章(1)]</p>	<p>入札プロセスの透明性を確保するために、再算定が行われる際には、再算定が行われる背景・入札価格への影響等につき、応札者に対して合理的な説明を行っていただきたい。</p> <p>[1件 No.54]</p>	<p>評価結果は、公平性・透明性を確保するために、中立的機関の審査を経て確定いたしますが、<u>当社評価の過程で状況変化により、電源線等工事費(特定負担分)または電源線等以外工事費(一般負担分)が変動した場合は、落札者決定後にその内容についてご説明いたします。</u></p> <div data-bbox="1845 884 2092 967" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ご意見反映</div>

## ○ 運用関係 ①

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
<p>通告運用</p>	<p>年間利用率は、下式により算定します。</p> $\text{年間利用率} = \frac{\text{年間供給可能電力量}}{\text{契約最大電力} \times 24\text{時間} \times 365\text{日}}$ <p>年間契約基準利用率は、応札者が想定した、契約供給期間中の各年度の年間利用率の平均値をもとに、『第2章(3) 募集する電源タイプ』の範囲で応札者に設定いただく値といたします。</p> <p>[要綱案3章(3)]</p>	<p>ガスタービンコンバインドサイクル発電設備は外気温の影響により出力が変動します。したがって、事業者がコントロールできない平均気温等については、想定した条件と実績に差が生じた場合、補正がなされるよう要望致します。</p> <p>[1件 No.15]</p>	<p>ガスタービン発電の場合には、別途設定根拠を提示いただいた上で、外気温度の差による発生電力の変動がある場合、標準的な運転パターンをもとに、夏季・冬季・その他季ごとに運転パターンを設定することも可能としております。また、要綱案8章(10)のとおり、自家消費が無い場合、最大通告時に外気温度に起因する未達については、通告未達割戻は適用致しません。</p>
	<p>今後の再生可能エネルギーの大量導入への対応等を踏まえ、周波数調整力確保の観点から、発電設備出力10万キロワット以上のガスタービンコンバインドサイクル発電設備については、基本仕様である周波数調整機能を有するものとしていただきます。</p> <p>なお、需給運用への参加については別途協議とさせていただきます。</p> <p>[要綱案8章(7)]</p>	<p>落札者にとっては、契約供給期間を通じて当初に定める年間契約基準電力量から大きく乖離しない運用を行うことが望ましく、東京電力が設定する年間通告電力量が年度毎に変動する場合においても当該年度および過去3年間の年間通告電力量の平均値は年間契約基準電力量の水準となることを要望します。</p> <p>[1件 No.105]</p>	<p>特定期間における各年度の年間電力量の平均が年間契約基準電力となるように算定した年間通告基準電力量にもとづき、翌年度の年間通告電力量を設定いたします。そのため、特定期間の通告電力量の平均値は、年間契約基準電力量の水準となります。</p>

## ○ 運用関係 ②

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
追加供給インセンティブ	<p>当社は、電力需給状況、電力設備状況および落札電源の経済性その他の事情がある場合は、契約最大電力に8760時間を乗じた値の10%に相当する電力量の範囲内で落札者への通知により受給電力量を増減(「変更通告」)できるものとし、落札者はこれに応じていただきます。</p> <p style="text-align: right;">[要綱案8章(7)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の受給契約では、「年間供給可能電力量」を応札者の努力で拡大し、入札募集側の電源活用範囲が拡大した場合でも、追加の料金は支払われない仕組み。</li> <li>・ また、変更通告期限(前週火曜日)以降でなければ、余力活用に利用できる電力・電力量が確定しないことから、応札者にとって予見可能性が低く、余力活用の規模は限定的。</li> <li>・ 新設された電源による安価な電力を最大限活用するために、インセンティブが適切に働くような余力活用の仕組みの導入について、検討を要望。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[計2件 : No.101、136]</p>	<p>USCやMACCの標準的な利用率は80%程度と考えており、基準利用率を80%とした応札案件の場合、特に利用率変動許容性(±10%)のプラス側の調整代がないことが考えられます。</p> <p>一方、実運用において、毎年度前年に4年度分のご提出をいただく停止計画では、設備劣化診断の結果等の反映や使用重機・作業員の確保状況により、応札時に考慮していた停止計画と比較し、作業工程の短縮が可能なケースも考えられますので、この場合には、落札者からのお申し出を受けた協議により基準利用率(入札時の停止計画の想定)および実態(停止期間短縮の要因)に応じ、双方合意による受給をしたいと考えております。</p>

## ○ 契約条件関係 ①

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
標準契約以外の協議	<p>電気事業法の規定による特定入札として、入札時の競争条件の公平性を損なわないと判断される場合は、協議によって細目規定をおくことができるものといたします。</p> <p>[要綱案8章前文]</p>	<p>落札者の選定における公平性を阻害しない範囲において、協議に基づいて、標準契約書からの変更を可能にすべき。</p> <p>[計2件：No.58、161]</p>	<p>要綱および標準契約書において、別途協議としている項目および規定のない内容等を除き、標準契約書による契約をお願いいたします。</p> <p>なお、細目規定にて取り決めることを想定している事項は、要綱および標準契約書のからの変更にあらず、かつ入札としての競争条件の変更にあたらない範囲であり、主として要綱および標準契約書において別途協議としている項目および規定のない内容となります。</p>
規定なし		<p>事業者がプロジェクトファイナンスによって資金調達を行う場合においては、プロジェクトファイナンスにおいて一般的に求められる倒産不申立特約、責任財産限定特約等の規定を追記することをご了承ください。</p> <p>[1件 No.142]</p>	<p>事業主体がSPCの場合でプロジェクトファイナンスによる場合について、<u>倒産不申立特約、責任財産限定特約等の規定をおくことを排除するものではありませんが、事業継続に向けた措置についてあわせて確認をさせていただくなど、落札後の協議により検討させていただくこととし、要綱案備考にその旨記載をいたします。</u></p> <div data-bbox="1845 1254 2089 1337" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>ご意見反映</p> </div>

## ○ 契約条件関係 ②

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
<p>料金の変更</p>	<p>契約締結後、左記の補正および精算によらない追加コストを受給料金に織り込むことは、入札に応じて落札した供給条件を変更することになるため、入札による卸供給の中では公平性の観点から困難です。</p> <p>[要綱案8章(9)]</p>	<p>電力会社は事業環境の変化に応じて料金変更の機会が与えられている。IPPIは一旦契約すれば15年間料金変更は一切認められない。一方には料金改定が許されて一方には許されないというのは明らかに片手落ちである。既存のIPPも含めて早急に改善されてしかるべきである。</p> <p>[1件 No.106]</p>	<p>当社の電気料金(小売)における燃料費調整制度には、調整の上下限が設けられておりますが、今回の募集要綱案による入札電源に対して、燃料費の変動にともなう調整の上下限は設けておりません。また、入札により調達を行う場合、受給契約締結後、予め定める要綱ならびに標準契約による資本費の補正または精算によらない追加コストを受給料金に織り込むことは、入札条件を事後変更することになり、入札の公平性の観点からこれを行うことはできません。</p> <p>なお、要綱案に規定のとおり、電気事業法第22条第8項に定める事項(石油石炭税の相当額の増加、消費税等相当額の増加)については電事法上認められた入札条件の事後変更として、所定の法手続きにより変更が可能です。</p>
		<p>発電に要する費用として、電力卸供給入札募集要綱の確定時に存在しなかった税金等(環境関連など)が新たに賦課された場合には、基本料金または電力量料金に適切に反映されるという理解で良いか。また、将来的に新たな税金等が賦課されることが落札者決定までの間に決定した場合には、本入札の判定価格の算定において適切に評価されるという理解で良いか。</p> <p>[1件 No.111]</p>	

## ○ 契約条件関係 ③

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
工事費負担金変動額の精算	<p>資本費のうち電源線等工事費について、状況変化による調整を行った場合は、調整後の電源線等工事費(特定負担分)にもとづいた価額により契約時の基本料金を設定いたします。</p> <p>[要綱案8章(9)]</p>	<p>落札者事由によらない工事費負担金の変動分に対応する金利分についても、基本料金にて回収できるよう、補正の対象とすることについて、ご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>[計2件：No.130、166]</p>	<p>電源線等工事費の算定および入札価格計算書への再掲にあたって、金利相当額を含めて算定していただくことにより、電源線等工事費変動額に対応した金利評価が可能です。<u>要綱案において、上記考え方を補足し明確化いたします。</u></p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">ご意見反映</p>
金利補正	<p>基準金利は、該当日の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)とし Telerate17143 ページに掲載されている6ヵ月LIBORベース20年物(円/円)金利スワップレートといたします。</p> <p>[要綱案8章(9)]</p>	<p>実調達は、契約期間からより短期の年限(平均して15年前後)となることが想定されます。については、より実効的な補正効果を得るため、20年物に限定せず、応札者が実調達の年限として10年～20年物の間で選択可能とすることについて、ご検討をお願いいたします。</p> <p>[計2件：No.133、165]</p>	<p><u>金利の変動補正をご希望の場合、使用する金利についてはTSRとして Telerateに掲載される6ヶ月LIBORベースの20年、15年、10年もの金利スワップレートから選択、指定いただくことを可能とし、要綱案に反映いたします。</u></p> <p>なお、ご希望のレートについては、入札時に20年もの、15年もの、10年ものから1種類を選択、指定いただくこととします。</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">ご意見反映</p>

## ○ 契約条件関係 ④

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
金利補正	<p>落札した発電設備が新設またはリプレースの場合、その建設等に係る資金を金融機関等からの借入（落札者が子会社、合併会社の場合の株主からの融資は含まない）により調達をする場合、入札時点と融資契約時点の相違から、基準金利（事業者毎に設定されるスプレッドを除く）が変動すると考えられることから、落札者があらかじめ希望する場合は、基準金利の変動にともなう補正を行い、補正後の基準金利にもとづいた価額により各年度の基本料金の補正をいたします。（物価変動も同様）</p> <p>[要綱案8章(9)]</p>	<p>株主からの融資であっても、株主が金融機関から借入れを行っていることから、補正を認めて頂きますようお願い致します。</p> <p>[1件 No.115]</p>	<p>株主からの借入についても、金融機関等と同等の借入条件にて融資が行われる可能性もふまえ、<u>株主からの借入についても金利補正の対象とし、その旨要綱案に反映</u>いたします。</p> <div data-bbox="1895 592 2136 676" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ご意見反映</div>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価書確定日に必ずしも融資契約（土建契約も同じ）を締結するわけではないので、制度導入の趣旨に鑑み「環境影響評価書確定日若しくは融資契約締結日の何れか遅い方」に基準日を変更して頂きたい。</li> <li>・ 建設期間中の金利・物価変動リスクへの対応のため、環境アセス完了日以降にも基準日を複数回設定できる仕組みのご検討をお願いします。</li> </ul> <p>[計6件：No.110、114、123、132、144、164]</p>	<p>当社の火力電源入札は、PFI事業や公共工事(請負)とは異なり、予め詳細な原価のご提示を求めるものではないため、本来原価に対する補正の概念はできるだけ限定すべきと思料。建設物価や金利の補正についても、必ずしも実態の補正を指向するものではなく、一定の合理性にもとづく簡便な仕組みとしております。変動リスクをすべて当社で負担するのではなく、落札者にも一定のリスク負担をいただき、競争によるコストダウンを期待しております。</p>
		<p>建設期間中に発生する金利相当額についても、基準金利の変動に対する補正の対象である旨を明記することについて、ご検討をお願いします。</p> <p>[計1件：No.131]</p>	<p><u>建設期間中に発生する金利相当額についても、基準金利の変動補正の対象とすることができる旨要綱案に明記</u>いたします。</p> <div data-bbox="1895 1485 2136 1570" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ご意見反映</div>

## ○ 契約条件関係 ⑤

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
建設費の補正	<p>土工事契約については、入札時点と契約締結時点の相違から、工事金額が国内物価によって変動すると考えられること、また2020年の東京オリンピック開催を控え、国内の土工事関連物価が著しく変動することも考えられることから、落札者があらかじめ希望する場合は、物価の著しい変動にともなう土工事費相当額の変動に対する補正を行い、基本料金の補正を行います。</p> <p>[要綱案8章(9)]</p>	<p>土工事費に留まり以下については対象になっていないことの根拠が不明瞭ですのでご教示下さい。</p> <p>①発電設備に係る現地工事(据付工事・試運転工事等)</p> <p>②発電設備の製作</p> <p>③海外製発電設備を導入する場合の為替変動補正について</p> <p>[計2件：No.107、135]</p>	<p>土工事以外については、当社との電力受給契約を締結後、資機材の価格変動、人件費の変動、為替変動等の価格変動要因を含めたEPC契約、フルターンキー契約にて一定程度以上確定されるものと認識していることから、今回の募集要綱案における価格補正対象から除外しております。</p>
		<p>土工事費の補正について、土工事費の増分に係る金利分についても、基本料金にて回収できるよう、補正の対象とすることについて、ご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>[計2件：No.134、167]</p>	<p>土工事費の算定および入札価格計算書への再掲にあたって、金利相当額を含めて算定していただくことにより、土工事費変動額に対応した金利評価が可能です。<u>要綱案、補足説明資料において、上記考え方を補足し明確化いたします。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ご意見反映</div>

## ○ 契約条件関係 ⑥

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
建設費の補正	<p>補正の対象とする価額は、入札制度および評価の公平性の観点から、入札時点であらかじめ確定いたします。このため、土建工事費相当額の補正を必要とする場合、入札書類『(様式8)入札価格計算書』の資本費(A欄)に補正対象となる土建工事費相当額を再掲してください。</p> <p>ただし、土建工事費相当額の合計が、資本費の合計の25%を越えないものとしてください。</p> <p style="text-align: right;">[要綱案8章(9)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土建工事費相当額の上限(25%)を撤廃願います。</li> <li>・ (土建工事費相当額の合計が、資本費の合計の25%を超えることが許容されない場合)入札時点では土建工事費相当額が資本費の25%を下回るも、その後の物価上昇により25%を超えてしまった場合の扱いを確認させてください。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[計2件 : No.116、122]</p>	<p>今回の当社入札においては、将来の経済情勢等の見通しを踏まえた募集側、応札側のリスク分担として、建設費の物価補正の仕組みを導入することとしております。土建工事費の割合は一意に決定すべきでないものと認識しておりますが、案件の原価性の妥当性検証ができない入札による電源募集においては、契約の安定性の面から合理的な範囲で一定の補正対象上限を設ける必要があるものと考えておりますので、ご理解ください。</p> <p>なお、補正後の土木建築工事費の割合が25%超となることはありうるものと理解しております。</p>

## ○ 契約条件関係 ⑦

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
建設費の補正	<p>補正額＝入札価格計算書の土建工事費相当額×(環境影響評価が確定した月の物価指数/基準月の物価指数)－1)</p> <p>ただし、 (環境影響評価書が確定した月の物価指数/基準月の物価指数)－1  &lt; 10%の場合は補正を行わないものとします。</p> <p>[要綱案8章(9)]</p>	<p>「建設費の補正」は、変動幅10%以上を補正対象としていますが、この10%の引き下げについて検討が必要と考えます(参考：公共工事標準請負契約約款における全体スライド対象は1.5%)。</p> <p>[計3件：No.109、117、124]</p>	<p>当社の火力電源入札は、PFI事業や公共工事(請負)とは異なり、予め詳細な原価のご提示を求めものではなく、本来原価に対する補正の概念はできるだけ限定すべきと考えます。しかしながら、今般東京が2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地に選出され、将来的な経済情勢の見通しを考慮し、落札者に想定しえない急激で著しい変化については、すべて入札価格上のリスクとして考慮するよりも、当社が一定程度のリスク負担をすることで、入札の競争性を高めることにつながると判断したものです。必ずしも実態の補正を指向するものではありませんが、ご意見を踏まえて<b>建設費の補正の対象とする変動幅については、過去の大幅な物価変化(10%/年程度)のリスクの折半負担として5%といたします。</b></p> <div data-bbox="1892 1118 2134 1201" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ご意見反映</div>

## ○ 契約条件関係 ⑧

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
建設費の補正	<p>物価指数は、国土交通省公表の「建設工事デフレーター」の「建設総合－土木総合－その他土木」(月次)によります。</p> <p>[要綱案8章(9)]</p>	<p>「建設工事デフレーター」は、全国平均な指標であるため、地域の物価変動を厳密に表したものではありません。したがって、より厳密に地域ごとの物価変動を反映するために、地域ごとの物価変動を表す公の指標も選択可能とさせていただきますようお願い致します。</p> <p>[計2件：No.118、127]</p>	<p>今回の募集では、全国からの応札を可能としていることから、全国平均指標となる「建設工事デフレーター」を採用しております。</p>
		<p>土工事に含まれる建築工事の補正も当該指標で行うのでしょうか。建築工事の補正は、「建設総合－土木総合－非住宅－非木造非住宅－鉄骨造非住」(月次)の方が適当ではないかと考えます。</p> <p>[1件 No.128]</p>	<p>建設デフレーターとしては「建設総合－土木総合－その他土木」と「建設総合－建築総合－非住宅－非木造非住宅－鉄骨造非住」が該当すると考えておりますが、その変化については「建設総合－土木総合－その他土木」とほぼ一致した傾向を示しており、また、「建設総合－土木総合－その他土木」には細目として「電力」が含まれることから、建設費の補正を行う指標は「建設総合－土木総合－その他土木」で実施いたします。</p>

## ○ 契約条件関係 ⑨

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
エスカレーション (燃料費調整)	使用燃料に応じた調整を行うため、一般炭、原油及び粗油、米国天然ガス以外の指標の変動に応じた調整を希望される場合は、落札者の申し出に応じて、落札後、受給契約締結までに別途協議させていただきます。 [要綱案8章(9)]	応札者が希望する指標による燃料本体費調整の可否は、当該電源入札用の燃料調達方針に与える影響が大きいため、応札検討者の個別の照会に応じる等の手段により、入札募集期間中に事前に明らかにして頂きたい。 [計2件：No.112、121]	毎月お支払いする受給料金での燃料本体費の調整において、一般炭、原油及び粗油、米国天然ガス以外の指標の変動に応じた調整を希望される場合、 <u>ご希望の指標を用いることが可能か応札前にお問い合わせいただくことも可能といたします。</u> ただし、ご希望の指標での燃料本体費の調整が可能な場合でも、入札の特性上、上限価格と各応札事業者の入札価格を同一の条件のもとで評価するためにも、入札価格については、当社が指定する指標にもとづく適用エスカレーション率にて算定させていただきます。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         ご意見反映                     </div>

## ○ 契約条件関係 ⑩

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
エスカレーション (燃料費調整)	<p>燃料本体費</p> <p>2013年1月から同年12月までの各燃料本体価格および為替レートと、当該月に適用する燃料本体価格および為替レートとの変動率にて調整をいたします。燃料本体費の調整に適用する指標と合成比率は入札書類『(様式9)合成比率と適用エスカレーション率の算定書』によります。</p> <p>《基準となる燃料本体価格および為替レート》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－石炭 ... 10,793円/t</li> <li>－原油 ... 67,272円/kl</li> <li>－米国天然ガス ... 3.652\$/MMBtu (液化・輸送・再気化コストを除く)</li> <li>－為替レート ... 96.76円/\$</li> </ul> <p style="text-align: right;">[要綱案8章(9)]</p>	<p>貿易統計は重量や体積あたり実勢価格を示すものであり、単位あたり熱量の変動を反映していない。資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」を引用するなどして、受給契約上の料金の取り決めにおいて、適切な熱量補正を行うことを可能としていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">[1件 No.125]</p>	<p>貿易統計では単位あたりの熱量が公表されていないこと、資源エネルギー庁が発表する標準発熱量は5年ごとに更新されるものであることなどを踏まえれば、適切な熱量補正を行うことは困難と考えております。</p> <p>ただし、燃料の標準発熱量が変動したことにより、当初の想定に比して発電費用が大幅に増加・減少し契約履行に大幅な影響が生じた場合には、その時点での諸情勢も勘案のうえ、電力受給契約書にもとづき、誠実に協議を行い、合理的な結論をえることといたします。</p>

## ○ 契約条件関係 ⑪

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
<p>通告未達・停電・超過停止のペナルティ緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通告未達割戻料金</li> </ul> <p>電力設備の事故等の場合を除き、通告期間において、30分ごとの通告電力量に対し、バンド幅を超えて未達が生じた場合、通告未達割戻料金を当該月の基本料金から割り引き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電割戻料金</li> </ul> <p>通告期間中において、電力設備の事故等によりあらかじめ協議によらず送電の全部または一部の停止を行った場合、停電が生じた時刻から2時間について、停電割戻料金を当該月の基本料金から割り引き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過停止割戻料金</li> </ul> <p>停電を除き、通告期間中において、電力設備の事故等によりあらかじめ協議によらず送電の全部または一部の停止を行った場合、停止した時間について通告電力量と実績受給電力量の差を停止電力量とし、停止電力量の年間累計値が、年間契約基準電力量の5%を超過した場合は、超過停止割戻料金を年度末月の基本料金から割り引き</p> <p style="text-align: right;">[要綱案8章(10)、(11)、(12)] [契約書A23~25条、B26~28条]</p>	<p>新規参入者であるIPP対して電力と同じ安定供給力を科すのは、IPP側に厳しい条件である。電力未達や停止の場合のペナルティーなどは緩和の方向で再考されてしかるべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">[1件 No.59]</p>	<p>通告電力量は、当社の供給力として計画的に期待する電力量であり、通告電力量からの乖離(超過・未達)は当社需給運用に影響をもたらすことになるため、計画どおりの発電を基本とさせていただきます。</p> <p>したがいまして、一定の許容範囲を超えた通告未達、停電および超過停止については、ペナルティ料金を設定いたします。</p>

## ○ 契約条件関係 ⑫

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
<p>超過停止割戻料金</p>	<p>停電を除き、通告期間中において、電力設備の事故等によりあらかじめ協議によらず送電の全部または一部の停止を行った場合、停止した時間について通告電力量と実績受給電力量の差を停止電力量とし、停止電力量の年間累計値が、年間契約基準電力量の5%を超過した場合は、超過停止割戻料金を年度末月の基本料金から割り引き</p> <p>[要綱案8章(12)]</p>	<p>年度末月の基本料金にて当該超過停止に係る精算金をカバーできない場合、どのような措置がなされるのか。</p> <p>[1件 No.62]</p>	<p><u>超過停止割戻料金が年度末月の基本料金を上回る場合、年度末月における基本料金と電力量料金を合算した受給料金から割り引きます。</u></p> <p><u>ただし、超過停止割戻料金が年度末月の受給料金を上回る場合には、超過停止割戻料金と年度末月の受給料金の差額を当社にお支払いいただく扱いとし、要綱案、標準契約書案に明記いたします。</u></p> <div data-bbox="1877 911 2119 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>ご意見反映</p> </div>

## ○ 契約条件関係 ⑬

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
<p>超過停止割戻料金</p>	<p>停電を除き、通告期間中において、電力設備の事故等によりあらかじめ協議によらず送電の全部または一部の停止を行った場合、停止した時間について通告電力量と実績受給電力量の差を停止電力量とし、停止電力量の年間累計値が、年間契約基準電力量の5%を超過した場合は、超過停止割戻料金を年度末月の基本料金から割り引き [要綱案8章(12)]</p>	<p>年間未達通告補償料金における御社の支払義務と横並びの観点から、「年間契約基準電力量の10%を超過した場合」に適用されるよう変更願います。 [1件 No.63]</p>	<p>超過停止割戻料金と年間未達補償料金については、料金の意味合いも異なることから、それぞれ別の基準値を設定しております。</p>
		<p>計画外作業等で停止に至った場合は、例えば、特定期間内で年間契約基準電力量を満足できることを条件として、停止電力量の対象外としていただきたい。 [計1件：No.64、65]</p>	<p>通告電力量は、当社の供給力として計画的に期待する電力量であり、当社の電源全体の運用上、落札電源については、30分ごとに当社の通告どおりに送電していただくことが原則となります。 <u>ただし、年間通告電力量を上回る供給をしていた場合は、その上回る電力量をもって当該年度の停止電力量を減殺することも可能とし、要綱案に明記いたします。</u>（年度を跨いだ減殺はいたしません。） なお、年間通告電力量を上回る受給については、当社からの変更通告（利用率変動許容性）による受給運用となりますので、当社に受給電力量を増加させるメリットがない場合など、変更通告を行わない可能性があります。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ご意見反映</div>

## ○ 契約条件関係 ⑭

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
供給開始予定年月変更時の補償金の支払い期日	第4条にもとづき営業運転開始予定年月を変更した場合は、その変更を申し出た者(相手方の責めに帰すべき事由にもとづき営業運転開始年月を変更した場合は、その相手方とする。)は相手方に対して、営業運転開始日から20日以内に、〇年〇月1日を起算日として第6条の営業運転開始日まで1日につき契約最大電力に13円70銭を乗じた金額を、補償金として支払うものとする [契約書案A40条、B44条]	補償金の支払について、「営業運転開始日から20日以内」に一括で支払うこととされておりますが、営業運転開始予定年月以降は事業計画上収入があることを前提に各種支払が予定されていることが一般的であり、かかる支払を確保する観点から、補償金を月次の支払とすることをご検討ください。 [1件 No.152]	供給開始年月は予定通りとしていただくことが原則です。供給開始年月の繰り延べを行った場合の補償金については、補償金が確定(供給開始日)したのち、速やかにお支払いいただくことが適当と考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
供給開始予定年月の変更期限	規定なし	供給開始予定年月の直前に繰り延べが必要となる事象が発生した場合に備え、手続きのための猶予期間を設けることについて、ご検討願います。 [計2件：No.74、147]	予めの規定を置くことはせず、発生した事象の中で、善管義務に照らし、合理的な範囲で可能な限り速やかにお申し出をいただき、発生事象に対応してゆくものと認識しております。
試運転電力	試運転にともない発生する電力については、原則として当社が第1種電力量料金単価で購入するものといたします。 [要綱案8章(15)]	「原則として」を削除願います。第2種電力量料金単価や第3種電力料金単価を適用した場合には、発電事業者の健全な試運転ができない。 [1件 No.57]	建設試運転電力について、当社が別途契約にて受電させていただく場合の料金は、第1種料金を基本とし、必要に応じ実態に即しご協議をさせていただきます。

## ○ 契約条件関係 ⑮

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
供給予定開始年月の変更・供給開始前の解除時の免責要件追加 (落札者事由)	② 補償を免責する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不可抗力事由による場合</li> <li>・ 落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設が遅延した場合で、落札者が変更を申し出た時期が契約締結後1年6ヵ月以内の場合</li> <li>・ 当社の責めとならない用地事情等の事由により、系統アクセス設備の建設が遅延した場合で、当社が変更を申し出た時期が契約締結後1年6ヵ月以内の場合(ただし、発電所建設の地元同意が得られていないため当社が契約締結後すみやかに用地交渉に入れない場合は、発電所建設の地元同意後1年6ヵ月以内とする場合があります)</li> </ul> [要綱案8章(17)、(21)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給開始年月の変更及び供給開始前の解除等の免責のケースとして、地域事情等の事由は、契約締結後から供給開始迄の期間に亘り生じ得るものと考えますので、当該期間設定(1年6ヵ月以内)を削除の検討をお願い致します。</li> <li>・ また、補償免責事項として、下記の事項を追加頂けますようお願い致します。</li> </ul> 1. 環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定、後継計画含む)との整合性が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合 2. BATの仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果BATが適用されないとして、発電所の建設が認められない場合 [計5件：No.67、68、82、85、87]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域事情等の事由で解約された場合は、当社は代替供給力確保等の対策を早期に図る必要が生じるとともに、そのための追加費用が発生することから、当該事由による免責は契約締結後1年6ヶ月以内の申し出の場合とさせていただきます。</li> <li>・ 前回要綱にございました「1.」、「2.」については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月26日)で示された内容を踏まえ、本要綱では上記の「1.」については、当社の自主的取り組み、「2.」について応札にあたり満たすべき条件としたことから、免責事項の特記としては除外いたしました。</li> </ul> ただし、このうち、「1.」については、仮にこの事由により発電所の建設が認められない場合には、認められない理由を踏まえて要綱案第8章(17)または(21)にある“落札者の責めとならない地域事情等の事由(以下略)”に該当するか否かについてご協議させていただきます。

## ○ 契約条件関係 ⑯

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
<p>供給予定開始年月の変更・供給開始前の解除等の場合の免責除外 (当社事由)</p>	<p>② 補償を免責する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不可抗力事由による場合</li> <li>・ 落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設が遅延した場合で、落札者が変更を申し出た時期が契約締結後1年6ヵ月以内の場合</li> <li>・ 当社の責めとならない用地事情等の事由により、系統アクセス設備の建設が遅延した場合で、当社が変更を申し出た時期が契約締結後1年6ヵ月以内の場合 (ただし、発電所建設の地元同意が得られていないため当社が契約締結後すみやかに用地交渉に入れなない場合は、発電所建設の地元同意後1年6ヵ月以内とする場合があります)</li> </ul> <p>[要綱案8章(17)、(21)]</p>	<p>電力受給契約の締結後に補償金の支払いなしに(当社補記：当社の事由により)運転開始時期が遅延、または契約解除された場合、事業計画に重大な影響が生じるため、系統アクセス設備の建設遅延による供給開始予定年月変更時および営業運転開始前の解約時の免責事項の削除について、検討をお願いします。</p> <p>[2件：No.69、153]</p>	<p>系統連系設備の建設に係る用地の確保は、発電設備の運転開始予定に支障が生ずることの無いよう真摯に対応して参りますが、設備建設に対する地権者対応等の見極めの期間である契約締結以降1年6ヶ月の間は、応札者、当社とも同等の免責期間を設けることが適切と考えております。</p>

## ○ 契約条件関係 ⑰

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
合意 解約	当社または落札者は、やむをえない事由が生じた場合で、相手方の合意を得た場合には、契約を解約できるものといたします。(解約の時期が供給開始日以降であるときは、7年前までに相手方に申し出るものといたします)。 [要綱案8章(18)]	やむを得ない事由とはどういったことを想定されているのでしょうか。 [1件 No.70]	「やむをえない事由」について、網羅的に列挙することは困難ですが、例えば急激な経済状況の変化などが該当するものと考えております。具体的には落札者と当社との協議事項とさせていただきますと考えております。
		相手方の合意を得た場合との条件をつける必要性はどういったことからでしょうか。 [計2件：No.71、72]	契約実務において、一般的に相手方との間で一定の合意形成が必要と考えられること、また、応札者の融資契約において、当社からの一方的な解約ができないことを明確化し、契約上の事業の安定性を高める意図から、今回入札においては要綱案で明確規定をいたしました。
契約 解除 時の 補償	この契約を解除する場合、その原因者は、相手方に対し、第41条または第42条にもとづく補償等を行なわなければならない。なお、第1項ないし第4項による催告の期間においても、原因者は契約履行義務を免れないものとする。 [契約書案A35条5項、B39条5項]	“等”とは何を指すのでしょうか。第41条または第42条における補償金が補償の全てではないのでしょうか。第34条の解約の条項と同様、“等”は削除願います。 [1件 No.148]	「補償等」とは、補償金支払いによる補償または双方合意時の設備買取を指します。したがって、標準契約書A第34条について訂正させていただきます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ご意見反映</div>

## ○ 契約条件関係 ⑱

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
<p>供給開始前の契約解除の要件</p>	<p>落札者が次の事項に該当する場合、書面による通知によりこの契約を解除することができるものといたします。この場合、落札者(原因者)は、当社に『本章(21)解約または解除に対する補償等』の補償を行うものといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札者の発電設備の建設・運営を、落札者が30日以上にわたり継続して放棄し、当社からの催告後30日を経過してもなお、その状態が是正されない場合・落札者が、供給開始予定年月までに供給開始しない場合</li> <li>・ 供給開始後、特定期間における年間供給可能電力量の平均値が年間契約基準電力量を下回る場合で、その状態が是正される見込みがない場合</li> </ul> <p>[要綱案8章(19)]</p>	<p>特定期間における年間供給可能電力量の平均値が年間契約基準電力量を下回る場合で、その状態が是正される見込みがない場合については、「契約の解除」ではなく、「不足する差分の電力量に対して応札者が補償を行う」方法も考えられます。</p> <p>[1件 No.73]</p>	<p>特定期間における年間供給可能電力量の平均が年間契約基準電力量を下回る場合の是正としては、まずは停止計画の合理的な変更等による是正をしていただくことが基本となりますが、その他代替供給など、有効な方策をご提示いただくなど、是正のために有効な協議・合意が整った場合には解約の事由は解消されるものと考えております。</p>

○ 契約条件関係 ⑱

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答(ご意見反映)
<p>供給開始前の解除</p>	<p>《当社の原因による解除等の場合》                  当社は落札者に、解除等によって通常生ずべき落札者の損失を補償いたします。なお、この場合、落札者は具体的な損失額、その内訳および発生根拠等を説明し、双方協議の上補償金を決定するものいたします。                  [要綱案8章(21)]</p>	<p>「通常生ずべき落札者の損失」について、下記の点を含める旨を明確化して頂きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.落札者が当該事業に要する資金調達を目的として金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金残高等)</li> <li>2.落札者が当該事業のために新たに設立された子会社・合併会社の場合、解除等の時点までに実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点にわたる一定の期待利回り</li> <li>3.上記以外で、解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害</li> </ol> <p>[計3件：No.76、81、155]</p>	<p>営業運転開始前の解約における補償金額については、具体的な内容は解約となった段階で実際に考慮されるべき損害を踏まえて個別に協議・決定することが双方にとり合理的なものと考えております。一方で、応札者の融資契約上、受給契約にもとづく事業の安定性・予見性を高めることを目的とし、募集要綱案第8章備考(*46)において、当社が原因による解除等の場合の補償の対象となると考えられる事項を例示しております。</p> <p><u>なお、落札者が希望する場合は、上記例を受給契約書を補足をすることも可能といたします。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">ご意見反映</div>
		<p>・不可抗力事由による場合についても記載願います。(標準契約書には記載あり)                  [1件 No.83]</p>	<p>標準契約書A第41条(B第44条)は、第34条ないし第36条(B第38ないし第40条)の解約または解除の場合の補償の規定を意図しておりますので、<u>免責要件の規定としてご指摘の第41条(B第44条)の第2項(1)については、そぐわないものでしたので、訂正(削除)いたします。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">ご意見反映</div>

## ○ 契約条件関係 (20)

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
供給開 前の解 除時の 保証金 返却	<p>(*45) 『本章(8)契約保証金』 による契約保証金をお預かりしている場合、次の場合は、契約保証金を返却いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－落札者の原因による解除等の場合で、(1)に該当し補償を免責された場合</li> <li>－当社の原因による解除等の場合</li> </ul> <p>[要綱案8章(21)]</p>	<p>契約保証金の返却に際しては利息が付される旨、明記してください。</p> <p>[1件 No.77]</p>	<p>契約保証金は、供給開始に至る契約履行の担保としてお預かりします。このため、あくまで供給を開始いただいた場合にのみ利息を付すこととしております。</p>
供給開 前の解 除時の 補償金	<p>(2) 乙の原因により解除等を行なう場合は、乙は解除等により通常生ずべき甲の損失(ただし、逸失利益を除くものとする。)を甲に補償するものとする。なお、この場合、甲は具体的な損失額・その内訳および発生根拠等を乙に対して説明し、双方で協議のうえ補償金を決定する。</p> <p>[契約書案A41条、B45条]</p>	<p>営業運転開始前の解除等の場合であっても、補償の対象となる損失に逸失利益を含めていただきたく存じます。</p> <p>[1件 No.154]</p>	<p>補償内容については双方イコールフットイングが双務契約の原則と考えております。営業運転開始前の解約はまだ営業運転が始まっていない段階での解約であり、建設段階等で事前に予見し得ない事態が発生するリスクもあることから、逸失利益を含む補償をするのは双方にとってハードルが高まるものと考えており、逸失利益を含まない損失を補償することとしております。</p>

## ○ 契約条件関係 (21)

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
<p>供給開始後の解除時の設備買取額</p>	<p>落札者は、当社に対し発電設備の買取を請求することができるものとしたします。この場合、当社は設備に対する必要な検査・確認を行ったうえで、当社が同意した場合は、落札者の発電設備を買い取ることができるものとしたします。</p> <p>[要綱案8章(21)]</p>	<p>落札者は本契約に基づく供給期間以降も継続運転可能なように、落札者の責任負担で設備を保守することもあり、貴社の定める価格での発電設備の買取は必ずしも適切ではないと考えます。従い、買取価格については、設備状況を踏まえ、その価値が適切に反映されるよう協議により決定する旨を明記してください。</p> <p>[計2件 : No.84、91]</p>	<p>買取価格についての基本的なスタンスは、本要綱でお示ししたとおりでございますが、実際の設備の買取にあたっては双方誠意をもって詳細な協議を行うものと考えております。なお、当社の買取に関する一切の規定は、当社および落札者の双方合意が前提となります。</p>

## ○ 契約条件関係 (22)

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
供給開始後の解除時の補償金	≪落札者の事由による解除等の場合≫ 買取を行わない場合、落札者から当社に対し、次の早期の解除等ともなう精算、および補償をしていただきます。 a.供給開始後、解除等の時点までの期間の受給価格と契約供給期間で均等化した受給価格のうち当該期間に対応する金額との差額〔差額精算〕 b.系統アクセス設備の残存簿価および撤去費用〔実費精算〕 c.上限価格と判定価格との差額の残存契約期間に対応する金額〔得べかりし利益の賠償額〕 [要綱案8章(21)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やむを得ない理由により(不可抗力以外の事象)、契約を解除せざるを得なくなった場合に、応札価格が安価であればあるほど補償額が大きくなるのは、不公平感を感じる。</li> <li>・ 契約の解除が合意であろうとなかろうと同様の補償が必要になる点は、どのように理解をすればよいのか。</li> <li>・ 合意であっても、7年前に契約解除の判断がなぜできるのか。</li> </ul> [1件 No.75]	今回入札においては、契約供給期間を通じて安定的に供給していただくことを応札条件としており、当社としては契約供給期間中は経済的かつ安定的な供給力として期待しているため、万が一に解除にいたる場合には当社として契約にもとづく経済効果を喪失することとなります。また、入札GLにおいては、一般電気事業者の火力電源については、すべて入札によることが求められており、その募集には“開始時期を踏まえた適正な時期(少なくとも、入札対象電源が運転を開始する予定の年度から7年程度前。)”を考慮して実施することが必要となります。当社が、解除にいたった供給力を入札により改めて調達するためには、上記期間が必要となるため、当社の代替供給力確保に要する期間を踏まえたご判断をいただきたいと考えております。
	[要綱案8章(21)]	入札要綱94ページ②c.に、供給開始後の解除等の場合の補償について、「上限価格と判定価格との差額の残存契約期間に対応する金額」と記載されております。応札者がこのリスクを見積もるためには、上限価格の開示が必要です。 [計3件：No.20、21、86]	上限価格については、次回以降の入札募集への影響も考慮し公表いたしません。なお、受給開始後の落札者帰責事由による解約時の「得べかりし利益の賠償額」につきましては、その時点では入札時から相応の時間が経過しているため個別に開示いたしますが、 <b>ご意見を踏まえ、入札時点で賠償額の上限を明示することとし要綱案に反映いたします。</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ご意見反映</div>

## ○ 契約条件関 (23)

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
不可抗力	<p>当社または落札者の契約の全部または一部の履行が、不可抗力事由によって不能となった場合、双方誠意を持って協議のうえで復旧の見通しが得られない場合、または不可抗力事由発生後12ヵ月以上にわたり契約の全部または一部の履行不能が継続し、その状況の解消が見込めないと判断した場合には、この契約を解約することができる</p> <p>[要綱案8章(23)]</p>	<p>12ヶ月を超えて発電支障となるケースも十分に考えられる中、12ヶ月以上の履行不能を条件に契約解除できるという条項は厳しすぎる。リスク織込みによる入札価格上昇の回避のためにも、12ヶ月の上限を撤廃すべき。</p> <p>[計3件：No.88～90]</p>	<p>不可抗力事由発生後12ヶ月以上にわたり契約の全部または一部の履行不能が継続した場合、双方誠意をもって協議を行った結果として、その状況の解消が見込めないと判断した場合について解約しうるため、契約履行不能な状態が、12ヶ月以上継続したのみで自動的な解約を意図した規定ではありません。</p>
表明保証	<p>甲ならびに乙は、相手方に対し、この契約の締結日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。</p> <p>[契約書案A47条、B51条]</p>	<p>表明保証事項が真実に反するもしくは不正確であることが発覚した場合、速やかに相手方に通知する旨の規定をご追記ください。</p> <p>[1件 No.158]</p>	<p><u>ご意見を踏まえて、相手方に対する通知を行うこととして、標準契約書案を修正いたします。</u></p> <div data-bbox="1877 1110 2123 1193" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>ご意見反映</p> </div>

## ○ その他 ①

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答(一部ご意見反映)
<p>守秘義務</p>	<p>当社は、応札者からご提出いただいた入札書類の情報、当社NSCまたは関連一般電気事業者の送配電部門から開示を受けた情報は、入札案件の評価以外の目的で使用いたしません。</p> <p>[要綱案10章(2)]</p>	<p>係る目的外使用の対象となっている情報については、守秘義務の対象にもなることを明記下さい。また、貴社燃料火力カンパニーが第三者と共同して応札する可能性に鑑み、同カンパニーに対する上記情報の開示を禁止する旨を明記下さい。</p> <p>[1件 No.137]</p>	<p><u>目的外使用禁止の対象としている情報の取り扱いについて、以下の内容を追加して取扱いの明確化を図ることとし、募集要綱案に反映いたします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>入札案件の評価の目的として中立的機関(ただし非公開の場合に限る)への開示が含まれること</u></li> <li>・ <u>第三者、および当社フュエル&amp;パワー・カンパニーに開示しないこと</u></li> </ul> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">ご意見反映</p>
	<p>甲および乙はこの契約の内容ならびにこの契約の締結および履行に際して知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に対して開示しないものとする。</p> <p>[契約書案A55条、B59条]</p>	<p>「秘密情報」の定義を設けてください。特に、公知情報、相手方から受領する以前から保有していた情報、第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報等については、秘密情報に含まれないことを明確化していただきたい。</p> <p>[1件 No.159]</p>	<p><u>ご指摘を踏まえ、要綱案および標準契約書案において、公知情報、相手方から受領する以前から保有していた情報、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報等については、秘密情報に含まれないことを明確化します。</u></p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">ご意見反映</p>

## ○ その他 ②

項目	要綱案(見直し前)	ご意見	当社回答
前回落札社の再応札	<p>今回の「平成26年度電力卸供給入札募集」については、落札規模が募集規模に満たなかった場合でも、不足分への対応とした再募集は行いません。</p> <p>[要綱案10章(3)]</p>	<p>今回だけは再募集しないということか。</p> <p>[1件 No.138]</p>	<p>前回入札時の要綱においては、入札規模の未達を想定しておらず、その扱いが明確化されていなかったこと、また前回落札者を契約未締結のまま拘束し次回入札への参加を禁じることが困難であると考えられる一方、当社としては前回入札結果を最大限留保しながら、さらなる電源調達を目指す必要があったことから、今回の入札に限り、前回落札者も再応札を可能としたものです。</p> <p>なお、今回の入札募集において、落札規模が募集規模に満たなかった場合には、不足分への対応とした再募集は行わず、改めて別の独立した入札として実施をすることを明確化いたしました。</p> <p>以上の取扱については、今回の募集要綱案に関する中立的機関においてご審議いただきたいと考えております。</p>
	<p>今回入札に限り、前回入札における落札者(3件67.8万kW)について、それぞれ前回入札における発電設備により、前回落札規模以上の契約最大電力で再応札できるものとしたします。</p> <p>[要綱案10章(3)]</p>	<p>2013年度の不足分の再募集をかねているため、2013年度落札者が再応札できることになっている。このこと自体おかしいが、逆に今回以降それが認められないのは何故か。</p> <p>[計2件：No.139、140]</p>	

---

### 3. RFCでいただいたご意見等を踏まえた 要綱案の見直しについて

### 3. 要綱案（見直し後）について①

- RFCを通じていただいた多数のご意見等については、できるだけ反映することとし、以下の通り要綱案・標準契約書案に反映・修正を致しました（「参考資料5 平成26年度電力卸供給入札募集要綱案（東京電力）」）。

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
第1章 入札実施のスケジュール	入札募集受付期間 平成26年6月下旬以降～平成26年12月目途 [ご意見 計4件：No.1~4]	入札募集受付期間 平成26年●月●●日～平成27年3月目途
第2章 募集する電源備考	(*1) ・ 略 ・ 略 ・ 複数の発電設備による応札の場合、当該全ての発電設備が営業運転開始となる時点をもって供給開始とし、契約供給期間、入札価格等を設定してください。なお、当該全ての発電設備が営業運転開始となるまでの間については、この入札による受給契約とは別に協議・契約させていただきます。 以下略 [ご意見 計2件：No.5,6]	(*1) ・ 略 ・ 略 ・ <u>1発電場所内における複数の発電設備による応札の場合、発電設備毎の営業運転開始時期を考慮し、発電設備毎に供給開始日を設定することも可能といたします。この場合、別紙10に従って入札書類のご提出をお願いいたします。</u> ・ <u>複数発電所のアグリゲーションによる応札の場合、当該全ての発電設備が営業運転開始となる時点をもって供給開始とし、契約供給期間、入札価格等を設定してください。なお、当該全ての発電設備が営業運転開始となるまでの間については、この入札による受給契約とは別に協議・契約させていただきます。</u> 以下略

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
<p>第2章(4) 契約供給期間</p>	<p>契約供給期間は15年間を基本とし、10~15年の範囲</p> <p>[ご意見 計1件 : No.13]</p>	<p>契約供給期間は15年間を基本とし、<u>5~15年の範囲</u></p>
<p>第5章(1)⑤ エスカレーション</p> <p>標準契約書 A(B)別紙4 1①運転維持費補正係数</p>	<p>(i) 運転維持費に適用する合成比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人あたり雇用者報酬指数(CEI)、企業物価指数(CGPI)、消費者物価指数(CPI)、変動なしの4つの指標から、適用する費用の割合により合成比率を算定してください。</li> <li>将来の一人あたり雇用者報酬指数(CEI)、企業物価指数(CGPI)、消費者物価指数(CPI)について、過去の実績によって見通すことができないため、入札価格の算定にあたって、運転維持費に適用するエスカレーション率は、一律0%といたします。</li> </ul> <p>① 運転維持費補正係数          運転維持補正係数  <math display="block">= \alpha \times a/100 + \beta \times b/100 + \gamma \times c/100 + 1 \times d/100</math></p> <p>[ご意見 計4件 : No.51,52,107,129]</p>	<p>(i) 運転維持費に適用する合成比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人あたり雇用者報酬指数(CEI)、企業物価指数(CGPI)、消費者物価指数(CPI)、<u>為替レート</u>、変動なしの5つの指標から、適用する費用の割合により合成比率を算定してください。</li> <li>将来の一人あたり雇用者報酬指数(CEI)、企業物価指数(CGPI)、消費者物価指数(CPI)について、過去の実績によって見通すことができないため、入札価格の算定にあたって、運転維持費に適用するエスカレーション率は、一律0%といたします。</li> </ul> <p>① 運転維持費補正係数          運転維持補正係数  <math display="block">= \alpha \times a/100 + \beta \times b/100 + \gamma \times c/100 + \underline{\delta \times d/100} + 1 \times e/100</math></p> <p>※ <math>\delta</math> : 為替レートの変動率</p>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
<p>第6章(2) 入札書への添付書類 備考</p>	<p>(*3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 略</li> <li>・ 落札後、新会社を設立する場合は、代表者1名の名義で入札していただくことも可能です。この場合、添付資料1により、新会社に参加する予定のメンバーおよび構成比率を記載してください。</li> <li>・ 添付書類2に関し、計画の主体が合併会社や、落札後に新会社を設立する場合は、実際に事業を行う主体および構成メンバーについて、それぞれ様式2を提出してください。</li> <li>・ 略</li> <li>・ 略</li> </ul> <p>[ご意見 計3件 : No.24,53,92]</p>	<p>(*3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 略</li> <li>・ 落札後、<u>受給契約の締結までの間に新会社を設立する予定の場合、代表者1名の名義で入札してください。</u>この場合、添付資料1については、新会社に参画する予定のメンバーおよび構成比率を記載してください。<u>なお、添付資料1どおりに新会社を設立し地位移転を行う際は、応札者および新会社の連名（代表者名義・押印）により、本入札上の一切の地位の移転および権利義務の承継に関する申入書を提出していただきます。また、落札後に添付資料1の構成メンバーを変更すること、あるいは落札後に新たに新会社を設立することとし本入札上の一切の地位を移転し権利義務を承継させることも可能といたします（新たなメンバーが反社会的勢力に該当する場合、または電力供給を行ううえで技術的信頼性が確保されていない者である場合を除く）。</u>この場合、<u>添付書類1を新たに作成し提出してください。</u></li> <li>・ <u>略。なお、落札後に添付資料1の構成メンバーを変更する場合、あるいは落札後に新たに新会社を設立することとした場合は、新たなメンバーについての様式2および会社概要などのパンフレット等を提出してください。</u></li> <li>・ 略</li> <li>・ 略</li> </ul>

### 3. 要綱案（見直し後）について④

項目	要綱案（見直し前）	要綱案（見直し後）
<p>第7章(1)            応札にあたり            満たすべき条            件への適合の            確認            備考</p>	<p>(*6)            ・ 略            ・ 略            ・ 略              [ご意見 計1件 : No.54]</p>	<p>(*6)            ・ 略            ・ 略            ・ <u>状況変化により、当社が電源線等工事費（特定負担分）の再算定を行い、入札価格の補正を行った場合、落札者決定後、その内容をご説明いたします。</u>            ・ 略</p>
<p>第8章(9)①b.            系統アクセス            工事費負担金            変動額の精算            （備考）</p>	<p>規定なし              [ご意見 計2件 : No.130,166]</p>	<p>(*19)            ・ <u>電源線等工事費（特定負担分）の入札価格計算書への再掲にあたって、金利相当額を含めた精算をご希望の場合、あらかじめ電源線等工事費（特定負担分）に対応する金利相当額を含めてください。</u></p>
<p>第8章(9)①c            基準金利の変            動に対する補            正</p>	<p>・ 落札した発電設備が新設またはリプレースの場合、その建設等に係る資金を金融機関等からの借入（落札者が子会社、合併会社の場合の株主からの融資は含まない。）により調達をする場合、            （以下略）              [ご意見 計1件 : No.115]</p>	<p>・ 落札した発電設備が新設またはリプレースの場合、その建設等に係る資金を金融機関等からの借入により調達をする場合            （以下略）</p>

### 3. 要綱案（見直し後）について⑤

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
<p>第8章(9)①c 基準金利の変動に対する補正</p>	<p>※基準金利は、該当日の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲載されている6ヶ月LIBORベース20年もの（円/円）金利スワップレートといたします。 [ご意見 計2件：No.133,165]</p>	<p>※基準金利は、該当日の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲載されている6ヶ月LIBORベースの<u>10年物、15年物、20年物（円/円）の金利スワップレートから1つを選択し様式19に記載してください。</u></p>
<p>第8章(9)①c 基準金利の変動に対する補正 備考</p>	<p>(*20) ・略 [ご意見 計2件：No.131,144]</p>	<p>(*22) <u>・建設期間中に発生する金利相当額を変動補正の対象とすることをご希望の場合、基準金利相当額の入札価格計算書への再掲にあたり、あらかじめ当該所要額を含めてください。</u></p>
<p>第8章(9)①d 建設費の補正 備考</p>	<p>(*21) ・略 [ご意見 計2件：No.134,167]</p>	<p>(*24) <u>・土工事費の算定および入札価格計算書への再掲にあたって、金利相当額を含めた補正をご希望の場合、あらかじめ土工事費に対する金利相当額を含めてください。</u></p>
<p>第8章(9)①d 建設費の補正</p>	<p>ただし、<math>\left  \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の物価指数} - \text{基準月の物価指数}}{\text{基準月の物価指数}} \right  &lt; 10\%</math>の場合は補正を行わないものとします。 [ご意見 計3件：No.109,117,124]</p>	<p>ただし、<math>\left  \frac{\text{環境影響評価書が確定した月の物価指数} - \text{基準月の物価指数}}{\text{基準月の物価指数}} \right  &lt; 5\%</math>の場合は補正を行わないものとします。</p>

## 3. 要綱案（見直し後）について⑥

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
第8章(9)② 電力量料金 備考	(*26) ・略 ・使用燃料に応じた調整を行うため、一般炭、原油及び祖油、米国天然ガス以外の指標の変動に応じた調整を希望される場合は、落札者の申し出に応じて、落札後、受給契約締結までに別途協議させていただきます。 ただし、ご希望の指標の実績が十分でないなど、指標性を有していないと判断される場合には、入札書類『(様式9)合成比率とエスカレーション率の算定書』により調整いたします。 ・略 [ご意見 計3件 : No.112,120,121]	(*29) ・略 ・使用燃料に応じた調整を行うため、一般炭、原油及び祖油、米国天然ガス以外の指標の変動に応じた調整を希望される場合は、落札者の申し出に応じて、 <u>原則として落札後、受給契約締結までに別途協議させていただきますが、ご希望の指標の実績が十分でないなど、指標性を有していないと判断される場合には、入札書類『(様式9)合成比率と適用エスカレーション率の算定書』により調整いたします。</u> ・ <u>事業者が希望する場合、入札に先立ち上記の協議を行うことも可能といたします。</u> なお、この場合も入札価格のエスカレーション評価に適用する合成比率は、入札書類『(様式9)合成比率と適用エスカレーション率の算定書』といたします。 ・略
第8章(13) 停電、停止電力に関する特例 備考	規定なし [ご意見 計1件 : No.65]	(*34) <u>点検等の期間の短縮等により年間供給可能電力量を上回る供給が可能となった場合で、当社が変更通告により受電をした場合、その上回る電力量をもって当該年度の停止電力量を減殺することも可能とします。(年度を跨いだ減殺はいたしません。)</u> <u>ただし、当社に受給電力量を増加させるメリットがない場合など、当社は変更通告を行わない可能性があります。</u>

## 3. 要綱案（見直し後）について⑦

項目	要綱案（見直し前）	要綱案（見直し後）
<p>第8章(21) 解約または解除に対する補償等</p>	<p>②供給開始後の解除等の場合 《落札者の原因による解除等の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の買取を行わない場合、落札者から当社に対し、次の早期の解除等に伴う精算、および補償をしていただきます。</li> <li>a.供給開始後、解除等の時点までの期間の受給価格と契約供給期間で均等化した受給価格のうち当該期間に対応する金額との差額〔差額精算〕</li> <li>b.システムアクセス設備の残存簿価および撤去費用〔実費精算〕</li> <li>c.上限価格と判定価格（いずれも契約供給期間で均等化した価格）との差額の残存契約期間に対応する金額〔得べかりし利益の賠償額〕</li> </ul> <p>[ご意見 計3件：No.20,21,86]</p>	<p>②供給開始後の解除等の場合 《落札者の原因による解除等の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の買取を行わない場合、落札者から当社に対し、次の早期の解除等に伴う精算、および補償をしていただきます。</li> <li>a.供給開始後、解除等の時点までの期間の受給価格と契約供給期間で均等化した受給価格のうち当該期間に対応する金額との差額〔差額精算〕</li> <li>b.システムアクセス設備の残存簿価および撤去費用〔実費精算〕</li> <li>c.上限価格と判定価格（いずれも契約供給期間で均等化した価格）との差額の残存契約期間に対応する金額〔得べかりし利益の賠償額〕</li> </ul> <p><u>ただし、「固定費価格（『(様式8)入札価格計算書』の（AA欄）の値）に年間契約基準電力量を乗じた値を12ヶ月で除した月額に受給期間の残存月数を乗じて得た金額（受給期間の残存月数は84ヶ月を上限）」を賠償の上限といたします。</u></p>

### 3. 要綱案（見直し後）について⑧

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
<p>第8章(21) 解約または解除に対する補償等 備考</p>	<p>(*46)解除等により生じる落札者の得べかりし利益の喪失は含まず、例えば以下を対象に詳細は協議により決定するものとしたします。 (以下略)</p> <p>(*51)落札者の損害には得べかりし利益の喪失を含み、例えば以下を対象に詳細は協議により決定するものとしたします。 (以下略)</p> <p>[ご意見 計3件 : No.76,81,155]</p>	<p>(*46)解除等により生じる落札者の得べかりし利益の喪失は含まず、例えば以下を対象に詳細は協議により決定するものとし、<u>落札者が希望する場合、協議により標準契約書にもとづく受給契約書を補足し予め定めることも可能としたします。</u> (以下略)</p> <p>(*51)落札者の損害には得べかりし利益の喪失を含み、例えば以下を対象に詳細は協議により決定するものとし、<u>落札者が希望する場合、協議により標準契約書にもとづく受給契約書を補足し予め定めることも可能としたします。</u> (以下略)</p>
<p>第8章(26) 契約の承継 備考</p>	<p>規定なし</p> <p>[ご意見 計1件 : No.142]</p>	<p>(*62) <u>落札者がプロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合で、金融機関等から担保権の設定として左記以外に当社の倒産不申立特約、責任財産限定特約の設定を求められることも考えられますが、事業継続に向けた位置づけであること等についてあわせて確認・協議のうえ必要な対応をいたします。</u></p>

## 3. 要綱案（見直し後）について⑨

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
第10章(2) 守秘義務	<p>当社は、応札者からご提出いただいた入札書類の情報、『第7章(1)応札にあたり満たすべき条件への適合の確認』ならびに『同章(2)価格評価による順位決定』による状況変化に対する評価のために当社NSCまたは関連一般電気事業者の送配電部門から開示を受けた情報は、入札案件の評価以外の目的で使用いたしません。</p> <p>(以下略)</p> <p>[ご意見計1件 : No.137]</p>	<p>当社は、応札者からご提出いただいた入札書類の情報、『第7章(1)応札にあたり満たすべき条件への適合の確認』ならびに『同章(2)価格評価による順位決定』による状況変化に対する評価のために当社NSCまたは関連一般電気事業者の送配電部門から開示を受けた情報については、<u>入札案件の評価以外の目的で使用しないものとし、第三者（非公開で行われる火力電源入札ワーキンググループを除く。）および当社フュエル&amp;パワー・カンパニーに開示いたしません。</u></p> <p>(以下略)</p>

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
標準契約書A 第30条（B第 34条）	規定なし  [ご意見 計1件：No.62]	A第30条（B第34条も同様に修正する） 略 2 <u>前項による料金等の算定において、各月の基本料金が、第23条ないし第26条、第28条または第29条により算定した割戻額等の合計より少ない場合、その差額については当該月の電力量料金から差し引くものとする。なお、電力量料金からの差し引きが不足となる場合には、その差額については、第1項にない乙は甲に請求し、甲は同月20日（20日が金融機関休業日の場合はその翌営業日）までにその金額を乙に支払うものとする。</u>

## 3. 要綱案（見直し後）について⑪

項目	要綱案(見直し前)	要綱案(見直し後)
標準契約書A 第34条(B第38条) 合意による解約	第34条 甲乙のいずれか一方が、やむを得ない事由によりこの契約を解約する必要がある場合は、あらかじめ文書をもって相手方にその旨の申し出を行ない、合意を得た場合に限り、第41条または第42条に定める補償を行なうことにより、この契約を解約することができるものとする。 以下略  [ご意見 計1件 : No.148]	第34条 甲乙のいずれか一方が、やむを得ない事由によりこの契約を解約する必要がある場合は、あらかじめ文書をもって相手方にその旨の申し出を行ない、合意を得た場合に限り、第41条または第42条に定める補償等を行なうことにより、この契約を解約することができるものとする。 以下略
標準契約書A 第41条 (B第45条) 営業運転開始前の補償金	2 契約の解除等が次に掲げる事由による場合は、前項(1)および(2)に定める補償は免責されるものとする。 (1)不可抗力事由による場合 (2)甲の責めとならない地域事情等の～ (以下略) (3)略  [ご意見 計1件 : No.83]	2 契約の解除等が次に掲げる事由による場合は、前項(1)および(2)に定める補償は免責されるものとする。 (1)甲の責めとならない地域事情等の～ (以下略) (2)略  ※(1)を削除し号数繰上

## 3. 要綱案（見直し後）について⑫

項目	要綱案（見直し前）	要綱案（見直し後）
標準契約書A 第47条（B第51条） 表明補償、損害賠償	A第47条第2項（B第51条第2項） 2 甲または乙による前項の表明保証事項が真実に反しもしくは不正確であることにより、相手方が損害等を被った場合には甲または乙はこれを賠償するものとする。  [ご意見 計1件：No.158]	A第47条第2項（B第51条第2項） 2 甲または乙による前項の表明保証事項が真実に反しもしくは不正確であることが判明した場合、 <u>速やかにこれを相手方に通知するものとする。</u> また、これにより相手方が損害等を被った場合には甲または乙はこれを賠償するものとする
標準契約書A 第55条（B第59条） 秘密保持義務	A第55条（B第59条） 甲および乙はこの契約の内容ならびにこの契約の締結および履行に際して知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に対して開示しないものとする。  [ご意見 計1件：No.159]	A第55条（B第59条） 甲および乙はこの契約の内容ならびにこの契約の締結および履行に際して知り得た相手方の情報（ただし、 <u>情報の提供時に既に所有していることが立証できるもの、情報の提供時に公知であることが立証できるもの、情報の提供後、自己の責によらず公知となったことが立証できるもの、情報の提供後、第三者から適法に入手したことが立証できるもの、および法令により開示することが義務づけられたものを除く</u> ）について、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に対して開示しないものとする。

---

# 参 考 资 料



## 【参考資料2】 エスカレーション（燃料本体費）

- 今回入札では、将来の価格上昇が見込まれる米国天然ガスを燃料指標に採用。このため、WEO2013に基づくエスカレーション評価も採用（他の燃料についても同様）することとした。
- 具体的な変動率は、下記のとおり、WEO2013と貿易統計により算定。

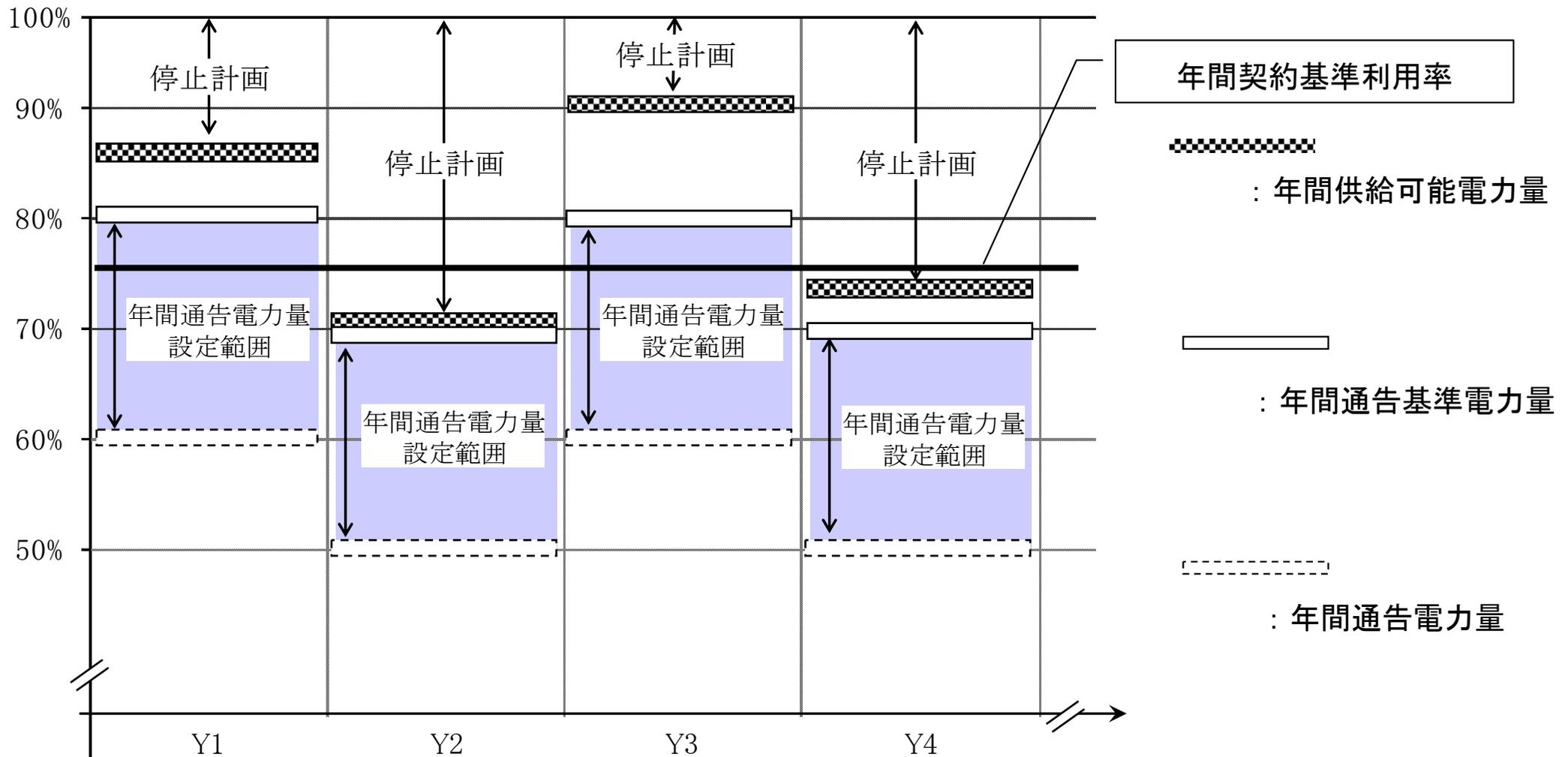
### ● 『WEO2013年版(World Energy Outlook2013)』の将来想定価格

WEO2013想定価格	2012年		2020年		2035年
石炭(\$/t) (OECD steam coal imports)	99	1.6%/年 →	112	0.5%/年 →	120
原油(\$/b) (IEA crude oil imports)	109	1.2%/年 →	120	1.3%/年 →	145
米国天然ガス(\$/MMBTU) (Natural gas/ United States)	2.7	8.5%/年 →	5.2	1.9%/年 →	6.9

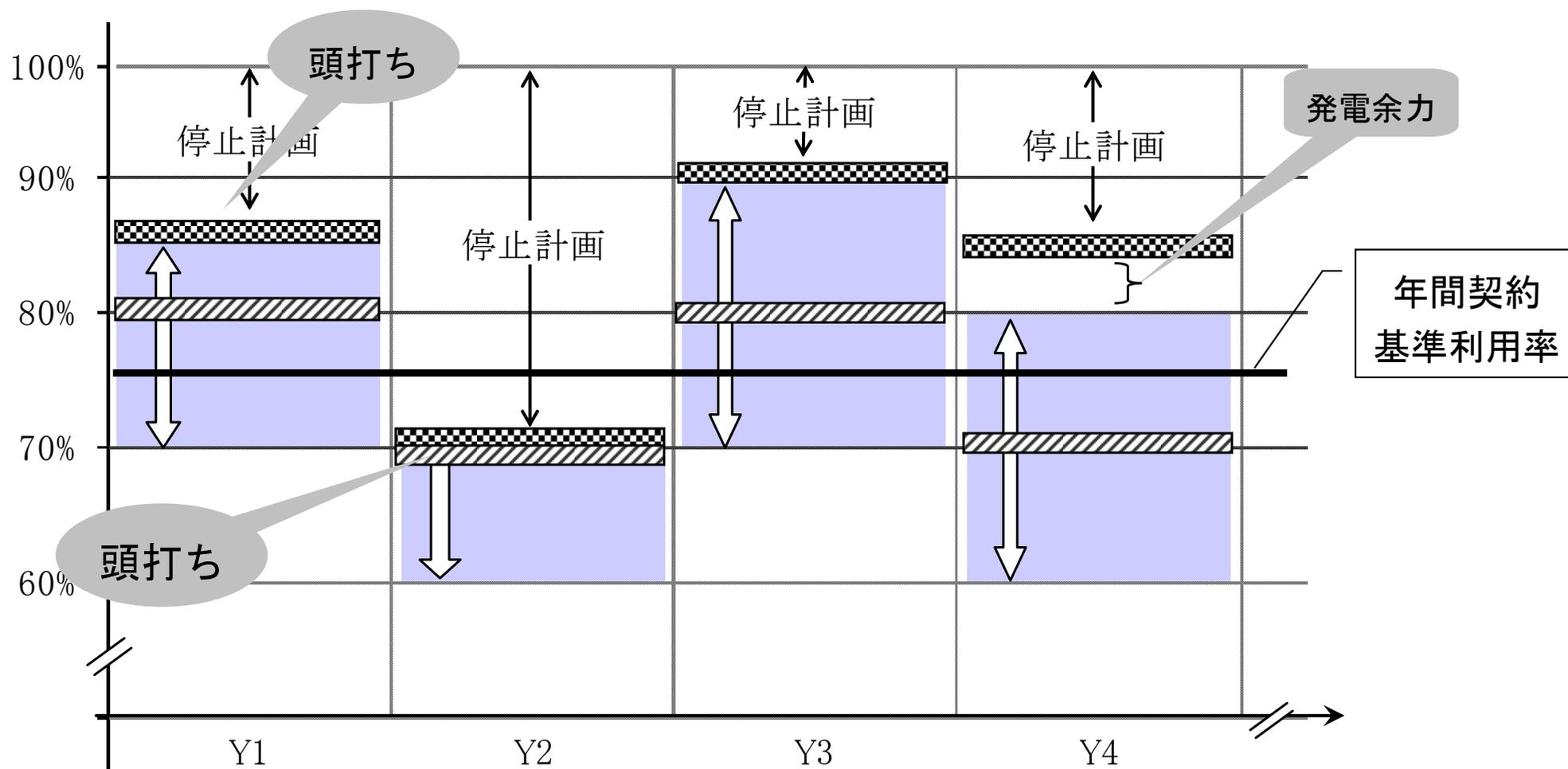
### ● 実績燃料価格

実績燃料価格	2012年実績		2013年実績		2020年想定価格
石炭(\$/t) (日本貿易統計価格「一般炭」)	134.18	1.6%/年 →	111.45	4.5%/年 →	151.80
原油(\$/b) (同上「原油及び粗油」)	114.80	1.2%/年 →	110.54	1.9%/年 →	126.39
米国天然ガス(\$/MMBTU) (NYMEX H/H)	2.789	8.5%/年 →	3.652	5.7%/年 →	5.371

- 当社は毎年度の受給に先立ち、落札者から停止計画の提出を受け、翌年度の稼働日と契約運転パターンから機械的に翌年度の年間供給可能電力量を算出。
- また、年間供給可能電力量を上限として特定期間平均で受給電力量が契約基準電力量となるように年間通告基準電力量を算定。
- 年間通告基準電力量を基本に、年間許容通告調整電力量（▲20%）の可否を反映し、年間通告電力量を設定。

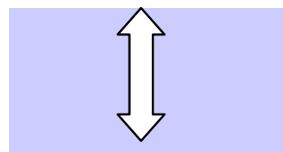


■ 年間通告電力量による受給を基本とし、入札GLによる応札最低条件である利用率変更許容性（±10%）にもとづき、当社の必要に応じて週間計画の前日を期日として変更通告を行う。



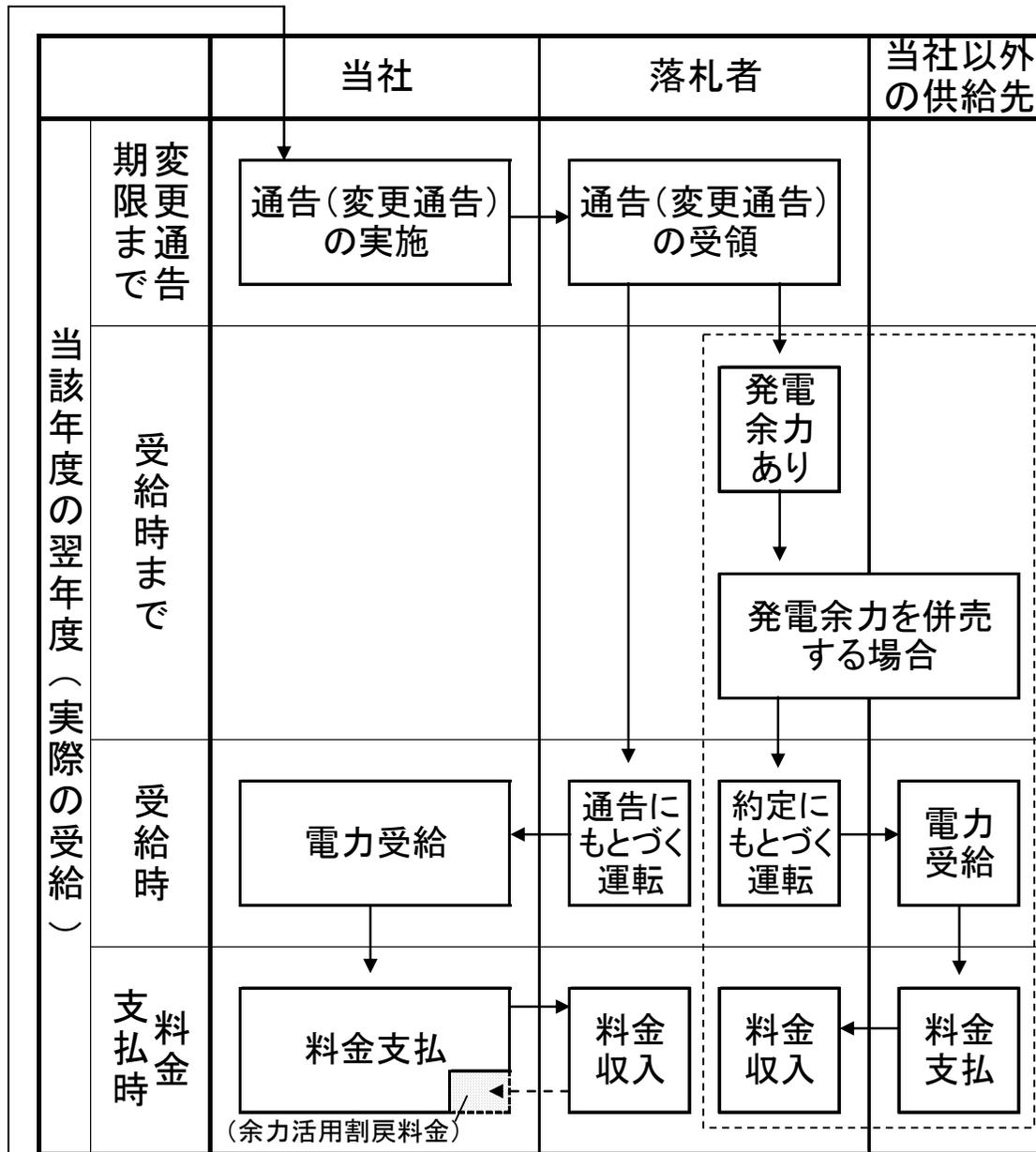
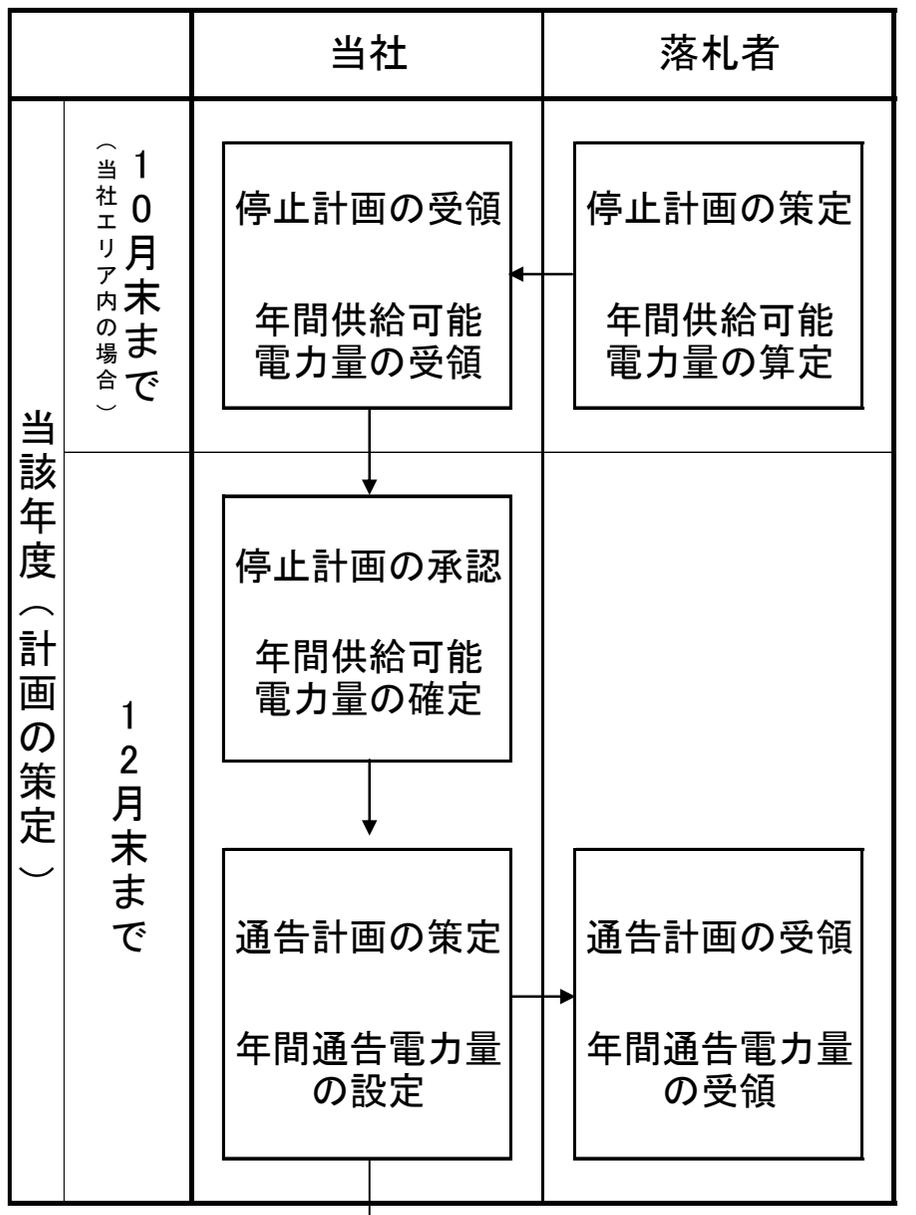
☒ : 年間供給可能電力量

▨ : 年間通告電力量



: 変更通告可能範囲  
(±10%)

■ 入札募集要綱案および標準契約書案において規定している通告運用に関するフローの概要は以下のとおり。



## 【参考資料4】 資本費の補正

- 接続検討は机上検討にもとづく工事費負担金概算額の回答であるため、工事完了にともなう工事費の確定精算があった場合には、受給料金についても応分の補正を行う。
- 東京オリンピック・パラリンピックにむけて金利・物価変動の不確実性が高まっており、入札価格への過度なリスク対応費用の織り込みを回避するため、応札の入札実施者と応札者との間でリスクを分担することとし、応札時から工事着手時までの間の金利・土木建築工事物価の変動に対する補正を導入する。

### ①電源線等工事費の確定精算の反映

- ✓ 工事費負担金として落札者に特定負担いただく系統アクセス工事費については、実際の工事費が詳細設計や資機材の発注過程で変動した場合は、工事完了後、落札者とNSC間で精算いたしますが、当該工事費精算額のうち、落札者事由によらない工事費の変動については、基本料金（資本費）のうち電源線等工事費を補正いたします。

### ②基準金利変動補正

- ✓ 落札した発電設備が新設またはリプレースの場合、入札時点と融資契約時点までの金利市況の変動に対するリスクの軽減化を図るため、落札者が予め希望する場合は、入札時点と融資契約時点（環境影響評価書確定時点）の基準金利の比で、基本料金（資本費）のうち基準金利相当額を補正いたします。

### ③土木建築工事費物価補正

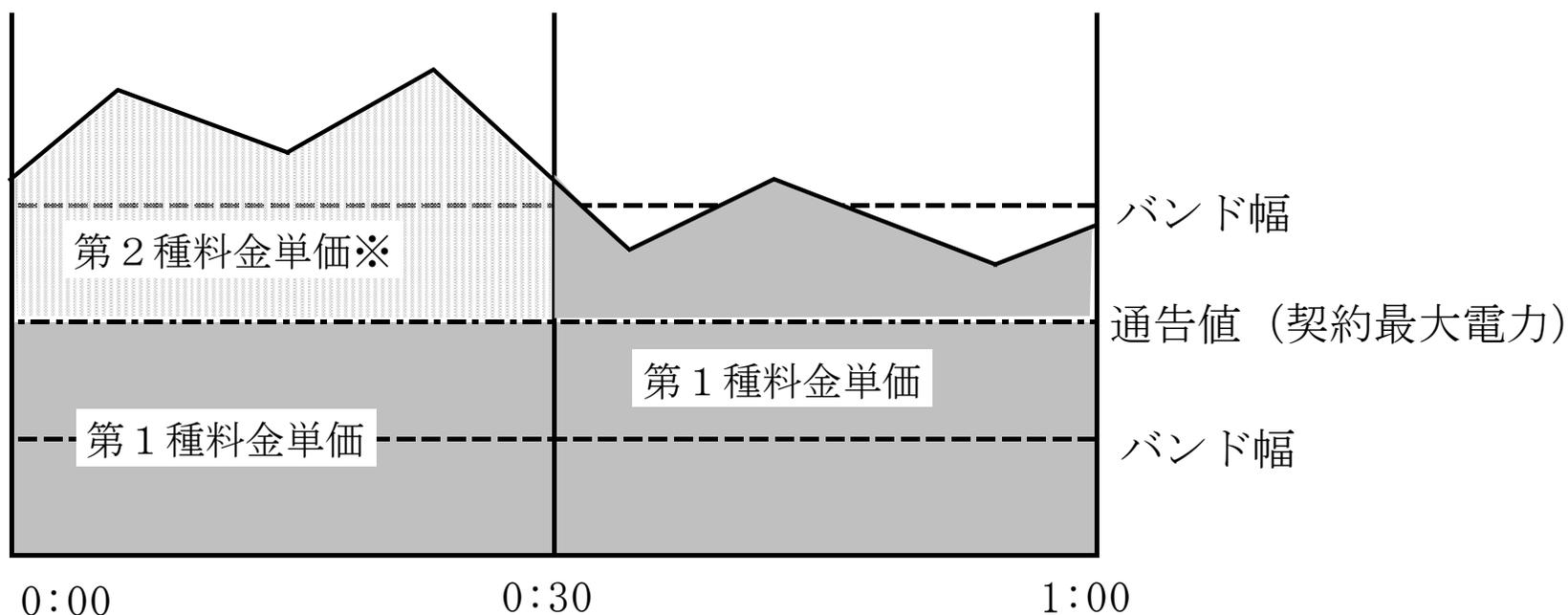
- ✓ 落札した発電設備が新設またはリプレースの場合、入札時点と工事契約締結時点までの国内の土工事関連物価が著しく変動するリスクの軽減化を図るため、落札者が予め希望する場合は、入札時点と工事契約締結時点（環境影響評価書確定時点）の建設工事物価指数の比で、基本料金（資本費）のうち土工事費相当額を補正いたします。

■入札募集要綱案および標準契約書案において規定している通告超過分および通告未達分に関する規定は以下のとおり。

## (1) 電力量単価（通常時）

- ・第1種料金単価（通告分対応電力）：入札価格の可変費単価
- ・第2種料金単価（契約最大電力で通告時の超過電力）：第1種料金単価 × 0.75
- ・第3種料金単価（契約最大電力以外で通告時の超過電力）：第1種料金単価 × 0.5

\* 通告超過分に関する許容バンド幅：30分ごとの超過分電力量が、契約最大電力の3%相当を2で除した値以内の場合は第1種料金単価を適用。



※契約最大電力以外での通告時は第3種料金単価

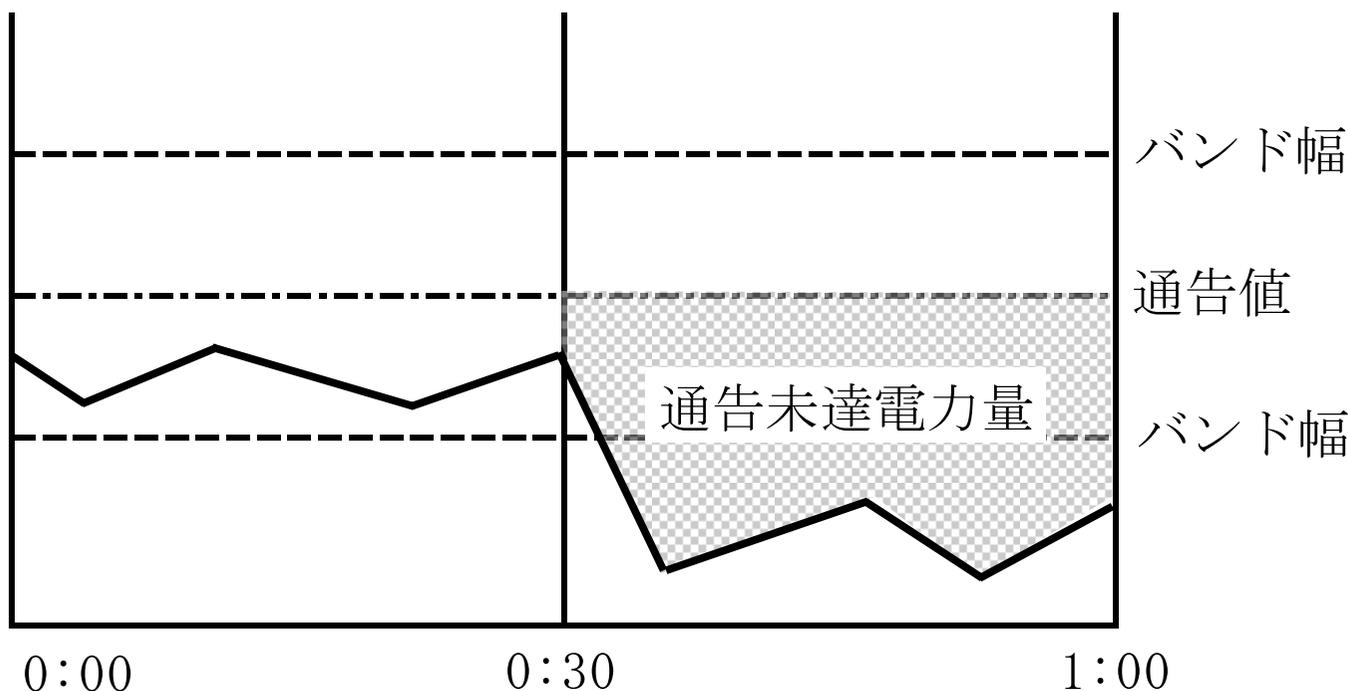
## (2) 通告未達分（発電不足時）

$$\text{通告未達割戻料金} = \text{通告未達電力量} \times \text{通告未達割戻料金単価}$$

- ・ 通告未達電力量：発電設備の事故等によらず、通告電力に対し発電電力が未達となった場合の不足電力量

- ・ 通告未達割戻料金単価 =  $\frac{\text{当該年度の基本料金年額}}{\text{年間契約基準電力量}} \times 2$

\* 通告未達に関する許容バンド幅：30分ごとの未達分電力量が、契約最大電力の3%相当を2で除した値以内の場合は通告未達割戻料金単価は適用しない。



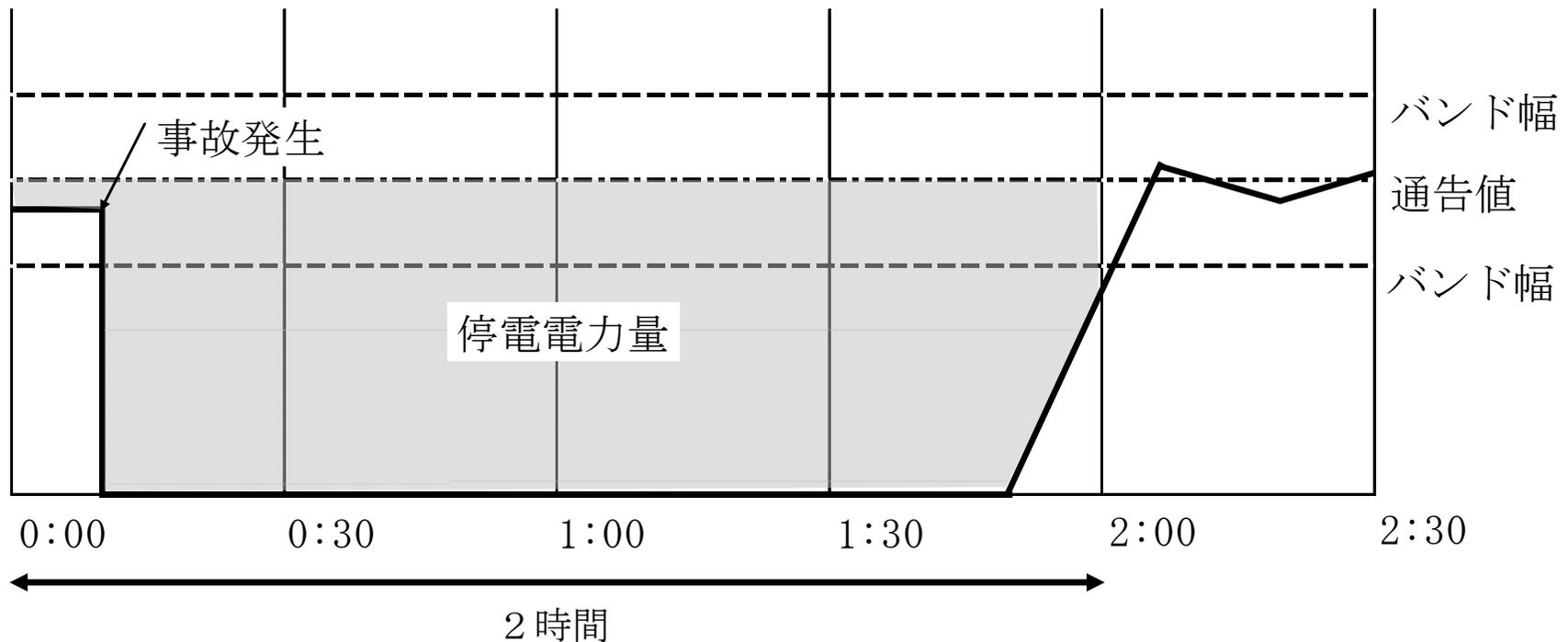
■入札募集要綱案および標準契約書案において規定している事故停止時に関する規定は以下のとおり。

(1) 停電割戻料金

$$\text{停電割戻料金} = \text{停電電力量} \times \text{停電割戻料金単価}$$

・ 停電電力量：事故等により、発電の全部又は一部が停止した場合の発生から2時間の不足電力量

$$\text{停電割戻料金単価} = \frac{\text{当該年度の基本料金年額}}{\text{年間契約基準電力量}} \times 1.5$$



## (2) 超過停止割戻料金

$$\text{超過停止割戻料金} = \text{超過停止電力量} \times \text{停止割戻料金単価}$$

$$\text{超過停止電力量} = \text{年間停止電力量累計}^* - \text{年間契約基準電力量} \times 5\%$$

\* 年間停止電力量累計：事故等により、発電の全部又は一部が停止した場合の停電電力量を除く不足電力量（停止電力量）の年間累計値

$$\text{停止割戻料金単価} = \frac{\text{当該年度の基本料金年額}}{\text{年間契約基準電力量}}$$

